

令和2年第1回朝霞和光資源循環組合議会定例会会議録

目 次

10月27日(火)	○議事日程(第1号)	1
	○本日の会議に付した事件	1
	○議事日程(第2号)	1
	○本日の会議に付した事件	3
	○出席議員	4
	○欠席議員	4
	○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	4
	○職務のため出席した事務局職員	4
	○開会と開議の宣告	5
	○仮議席の指定	5
	○朝霞和光資源循環組合議会議長の選挙	5
	○議長就任挨拶	6
	○会期の決定	7
	○朝霞和光資源循環組合議会副議長の選挙	7
	○副議長就任挨拶	8
	○議員提出議案の上程	8
	○議員提出議案の提案説明	8
	○議員提出議案に対する質疑	9
	○議員提出議案に対する討論・採決	13
	○議席の指定	14
	○会議録署名議員の指名	14
	○議会運営委員会委員の選任	14
	○管理者提出議案の上程	16
	○管理者提出議案の提案説明	16
	○管理者提出議案に対する質疑及び管理者提出議案に対する 討論・採決	22

○一般質問	4 8
○閉会中の継続審査	6 3
○管理者挨拶	6 4
○閉議と閉会の宣告	6 4

令和2年第1回朝霞和光資源循環組合議会定例会

○議事日程（第1号）

令和2年10月27日（火曜日）午前10時00分開会

開 会

開 議

第1 仮議席の指定

第2 朝霞和光資源循環組合議会議長の選挙

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○議事日程（第2号）

令和2年10月27日（火曜日）（第1号に引き続き）

第1 会期の決定

第2 朝霞和光資源循環組合議会副議長の選挙

第3 議員提出議案の上程

第4 議員提出議案の提案説明

（1）発議第1号 朝霞和光資源循環組合議会委員会条例の制定について

（2）発議第2号 朝霞和光資源循環組合議会会議規則の制定について

（3）発議第3号 朝霞和光資源循環組合議会傍聴規則の制定について

（4）発議第4号 朝霞和光資源循環組合管理者の専決処分事項の指定について

第5 議員提出議案に対する質疑

第6 議員提出議案に対する討論・採決

第7 議席の指定

第8 会議録署名議員の指名

第9 議会運営委員会委員の選任

第10 管理者提出議案の上程

第11 管理者提出議案の提案説明

- (1) 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（朝霞和光資源循環組合の休日
を定める条例ほか25条例の制定）
- (2) 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（朝霞和光資源循環組合指定
金融機関の指定）
- (3) 議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（朝霞和光資源循環組合監査
委員の選任）
- (4) 議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（朝霞和光資源循環組合公平
委員会委員の選任について）
- (5) 議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（朝霞和光資源循環組合公平
委員会委員の選任について）
- (6) 議案第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（朝霞和光資源循環組合公平
委員会委員の選任について）
- (7) 議案第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度朝霞和光資源循
環組合一般会計暫定予算）
- (8) 議案第 8 号 令和2年度朝霞和光資源循環組合一般会計予算について
- (9) 議案第 9 号 朝霞和光資源循環組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
の制定について
- (10) 議案第10号 朝霞和光資源循環組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又
は処分に関する条例の制定について
- (11) 議案第11号 朝霞和光資源循環組合財政状況の公表に関する条例の制定について
- (12) 議案第12号 朝霞和光資源循環組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例
の制定について
- (13) 議案第13号 朝霞和光資源循環組合監査委員（議員選出）の選任について

第12 管理者提出議案に対する質疑

第13 管理者提出議案に対する討論・採決

第14 一般質問

第15 閉会中の継続審査

第16 管理者挨拶

閉 議

閉 会

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 10名

1番	石原茂	議員	2番	野本一幸	議員
3番	小池貴訓	議員	4番	駒牧容子	議員
5番	田辺淳	議員	6番	吉田武司	議員
7番	内山恵子	議員	8番	齊藤克己	議員
9番	猪原陽輔	議員	10番	赤松祐造	議員

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

松本武洋 管理者
富岡勝則 副管理者
田中茂義 会計管理者
奥山寛幸 事務局 局長
紺清公介 事務局 次長
福島達也 施設課 長
高野晴之 施設課 専門員

職務のため出席した事務局職員

鈴木恵一 総務課 主幹
嶋田裕樹 総務課 係長
新川誠 総務課 主任
芝垣真人 施設課 主任

午前10時00分 開会

○鈴木恵一総務課主幹 皆さん、おはようございます。

本日は、朝霞和光資源循環組合発足後、最初の議会でございます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定による議員が臨時の議長の職務を執り行うこととなっております。ただいまの出席議員中、石原茂議員が該当いたしますので、御紹介を申し上げ、臨時議長をお願い申し上げます。

石原議員におかれましては、臨時議長席、こちらのほうへお座りいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○石原 茂臨時議長 ただいま御紹介にあずかりました石原茂でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時議長の職務を行うことになりました。特段の御協力をお願いいたします。

なお、本日の議事の日程はあらかじめお手元に配付しているとおりでございます。

◎開会と開議の宣告

○石原 茂臨時議長 ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これより令和2年第1回朝霞和光資源循環組合議会定例会を開会いたします。

なお、議事の進行につきましては、朝霞和光資源循環組合議会会議規則が制定されておられませんので、今議会に発議第2号として提案されております組合議会会議規則案に準じて進行したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂臨時議長 御異議ないものと認めます。よって、議事の進行につきましては、朝霞和光資源循環組合議会会議規則案により進めてまいります。

◎仮議席の指定

○石原 茂臨時議長 日程第1、仮議席の指定を議題といたします。

仮議席の指定につきましては、議事進行上、臨時議長において指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

◎朝霞和光資源循環組合議会議長の選挙

○石原 茂臨時議長 これより日程第2、朝霞和光資源循環組合議会議長の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂臨時議長 御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については推薦される方をお諮りしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂臨時議長 御異議ないものと認めます。議長を推薦された後に、臨時議長において指名することに決しました。

どなたか推薦される方はいますか。

吉田議員。

○吉田武司議員 議長に朝霞市の議長、石原さんを推薦いたします。

○石原 茂臨時議長 それでは、私、石原との声がありましたので、朝霞和光資源循環組合議会議長に石原茂議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長において指名いたしました私、石原を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂臨時議長 御異議ないものと認めます。よって、私、石原が議長に当選しました。

ただいま議長に当選しましたので、本席より当選の告知をいたします。

これをもって議長として進行させていただきます。御協力ありがとうございました。

◎議長就任挨拶

○石原 茂議長 それでは、ただいまは皆さん方の御推挙を賜りまして、議長というような大任を仰せつかりました。何分にも長く議員経験はしておりますが、浅学非才の身ではござ

いますが、皆様方の御指導と御協力いただきながらこの任を務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎会期の決定

○石原 茂議長 次に、日程第1、会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日1日限りと決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認めます。よって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎朝霞和光資源循環組合議会副議長の選挙

○石原 茂議長 これより日程第2、朝霞和光資源循環組合議会副議長の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

朝霞和光資源循環組合議会副議長に吉田武司議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました吉田議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 石原 茂議長 御異議ないものと認めます。よって、吉田議員が副議長に当選されました。
ただいま副議長に当選されました吉田議員に、本席より当選の告知をいたします。
-

◎副議長就任挨拶

- 石原 茂議長 当選されました吉田副議長の挨拶を求めます。
吉田副議長。
○吉田武司副議長 ただいま朝霞和光資源循環組合議会の副議長に選任をいただきましてありがとうございます。
今後、この朝霞和光資源循環組合の円滑な議事進行を議長を助けながら進めていきたいと思っておりますので、皆さんの御協力もよろしくお願いいたします。ありがとうございます。
○石原 茂議長 ありがとうございました。
-

◎議員提出議案の上程

- 石原 茂議長 これより日程第3、議員提出議案の上程について、議員提出議案発議第1号、朝霞和光資源循環組合議会委員会条例の制定について、議員提出議案発議第2号、朝霞和光資源循環組合議会会議規則の制定について、議員提出議案発議第3号、朝霞和光資源循環組合議会傍聴規則の制定について、議員提出議案発議第4号、朝霞和光資源循環組合管理者の専決処分事項の指定についてを一括議題といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 石原 茂議長 御異議ないものと認め、一括議題といたします。
-

◎議員提出議案の提案説明

- 石原 茂議長 これより日程第4、議員提出議案の提案説明を求めます。
吉田副議長。
○吉田武司副議長 6番、吉田武司でございます。
それでは、発議第1号から第4号について、一括して提案理由の説明をいたします。
いずれの議案も提出者は私、吉田武司、賛成者は内山恵子議員、齊藤克己議員、猪原陽輔議員、赤松祐造議員、野本一幸議員、小池貴訓議員、駒牧容子議員の各議員でございます。
初めに、発議第1号、朝霞和光資源循環組合議会委員会条例でございます。
地方自治法第109条第1項の規定に基づき、朝霞和光資源循環組合議会における委員会の

組織及び運営に関する事項を定める朝霞和光資源循環組合議会委員会条例を制定するため、この案を提出するものでございます。

主な内容といたしましては、条例案の第1条で、議会運営委員会の委員の定数は4人とし、選出区分は朝霞市及び和光市からそれぞれ2人とするものであります。

また、議会運営委員会委員の任期は、第2条で、組合の議員の任期としております。

次に、発議第2号、朝霞和光資源循環組合議会会議規則でございます。

地方自治法第120条の規定に基づき、会議の運営に関する手続及び議会内部の規律等を定める朝霞和光資源循環組合議会会議規則を制定するため、この案を提出するものであります。

次に、発議第3号、朝霞和光資源循環組合議会傍聴規則でございます。

地方自治法第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関する事項を定めるため、この案を提出するものであります。

最後に、発議第4号、朝霞和光資源循環組合管理者の専決処分の事項の指定についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項で軽易なものについて、管理者が専決処分することができる事項を指定するため、この案を提出するものであります。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

◎議員提出議案に対する質疑

○石原 茂議長 それでは、これより日程第5、議員提出議案に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

田辺議員。

○田辺 淳議員 発議者にお伺いいたしますけれども、第2号の会議規則で、私、意見を以前に提出したんですけれども、内容として同意が必要な数ですけれども、この議会自体が10人しかいないということで、同意の必要要件というのが実際は議案の提案1人でも十分可能だという状況だと思うんですけれども、文面として会議規則の14条と17条、「所定の賛成者とともに発議者が連署し」というような文面ですけれども、12分の1の賛成者で済むということで、賛成者はなくても構わない状況だということで「発議者が署名し」で「連署」という表現は全く文章としておかしいということを申し上げたんですけれども、そのまま今回提案

されているんですけれども、その点をお伺いしたいと。

それから、傍聴規則に関して非常に細々と記載されていて、議会のいろいろ改革だとか言われている中で、例えば第6条に（1）として「銃器その他危険なものを持っている者」とか「酒気を帯びていると認められる者、異様な服装をしている者」、「張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を持っている者」、「笛、ラッパ、太鼓等を持っている者」、「前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は他の者に迷惑を及ぼすと認められる者」という表現ですけれども、これと和光の傍聴規則ですと（1）から（3）までで非常に簡素になっていて「会議の妨害となる器物等を携帯している者」、「酒気を帯びている者」、「前2号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は他の者に迷惑を及ぼすおそれがある者」ということだけで非常に簡素になっているということ。分かりやすいということもありますし、傍聴者に失礼ではないのかなという表現もあるので、そこら辺を変えるべきではないかと。

それから、傍聴人の遵守事項という第7条ですけれども、これに関してもこの提案は、「会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明すること。」、2として、「談論、放歌、高笑その他騒ぎ立てること。」、「（3）鉢巻又は腕章をする等の示威行為をすること。」、「（4）帽子、外とう、鉢巻等を着用すること。ただし、病気その他の理由により許可を得たときは、この限りではない。」、「（5）飲食又は喫煙をすること。」、「（6）みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をすること。」、「（7）前各号に掲げる事項のほか、議場の秩序を乱し、会議の妨害となるような行為をすること。」というのが今回の提案ですけれども、和光の傍聴規則だと「飲食又は喫煙すること。」、「前2号に掲げる事項のほか、会議の妨害となるような行為をすること。」と非常に簡素な表現で収まっています。やはり傍聴者をもっと市民参加も含めてしていただきたいという議会の姿勢に照らすならば、こういう傍聴規則は傍聴者に失礼になるような表現というのは避けるべきではないかということで、この点に関してお伺いをしたいというふうに思います。

それから、最後の専決処分に関しては意見は出してはいないんですけれども、ただ今回、執行者が提案する議案の8割以上が専決処分されているんです。今回の専決処分事項の指定というのは非常に軽微な軽いものというもので、もっと重いものがむしろ専決で8割方されてしまっている。この部分に関して指定をしないまま、その次の議案審議に入るといえるのはいかがなものかなということも含めて、専決事項の指定に関して足りないのではないかなということをお伺いしたいというふうに思います。

○石原 茂議長 答弁願います。

吉田副議長。

○吉田武司副議長 では、着座のまま失礼いたします。

まず、発議第2号につきまして、会議規則のところでは14条と17条、「所定の賛成者とともに連署し」というところで、これは自治法で決まっております12分の1というふうになっておまして、自治法を変えることができないので、このようにさせていただきました。また、17条のところも同じでございます。

次に、傍聴規則の発議3のところなんですけれども、これは和光市議会の傍聴規則をベースとして、第6条及び第7条については朝霞市を参考に作成をさせていただきました。これにつきましては、やはり傍聴規則をしっかりと細かく設定しておいたほうがよろしいかと思ひ、このような形になりました。

次に、発議4の専決につきましてですけれども、これはここの組合の設立するための専決なども含まれておまして、専決が多くなったということでございます。この専決処分の指定については、一組ベースを参考にさせていただきました。

以上です。

○石原 茂議長 質問ありますか。

田辺議員。

○田辺 淳議員 私、和光市さんの議会基本条例だとか、あるいは市民参加条例というのは朝霞にはない条例をお持ちで、そういう意味で議会改革だとかいう視点が入った先進的な事例だというふうに認識しているんですけれども、そういうことに照らし合わせても議会自体は旧態依然としたものからもう少し市民に分かりやすい、そしてまたしっかりと執行者に対して毅然とした態度で、やはりなれ合いではない議会をしっかりとつくっていくという視点というのは欠かせないものだと思うんです。

そういう意味で、一組に倣ったという話も含めてですけれども、市民参加のまず流れとして傍聴者に対して余り失礼に当たるような表現というのは、これ傍聴の規則を傍聴の方たちが御覧になる、あるいは傍聴しようという方たちがその内容を御覧になったときに非常に憤りをお持ちになる可能性も高い表現がその中には含まれているということを含めて、やはりもう少し分かりやすい、市民が傍聴してみようという気持ちになるような文言に変えるべきではないかということをおもうんですけれども、その点をお伺いしたいのと、あとはやはり常識的に考えて4号に関しては専決が82%、パーセンテージで言いますとそういった議案が今回、専決処分されてしまっているんですけれども、それと全く別の軽微という表現は語弊

がありますけれども、損害賠償に係る部分に関しての専決処分だけを指定をしていると。

私は、この指定の仕方もやはり初議会ですから仕方がない部分は多分にあることは十分私も理解はしているつもりですけれども、その初議会においてもこの専決指定をするべきではなかったのかなということを再度お伺いしたい。

前後して申し訳ないですけれども、発議第2号に関しては地方自治法変えられないとか変えるとかそういう話ではもちろんなくて、議会は地方自治という表現も含めて自分たちで条例の制定をしていくと、特に議員提出議案ということでその条例を提案されて、会議規則ですけれども、実態としては条例に非常に準ずる重要な規則ですから、この部分に関して地方自治法上12分の1でよいとされているわけですから実際は提案者だけで済むと。もちろんそれに賛成者の連署をすることもあっていいんですけれども、最低でも発議者の署名があれば連署という表現は全く当たらないだろうということで、この点に関してはやはり文言が分かりにくい。新しく議員になられた方がこの議会に仮に来たときに、何か賛成者が要るのではないか、連署が必要ではないかという誤解を生む可能性もあるということで、その点に関してやはり表現が非常に分かりづらくなってしまっているのではないかとこのことを申し上げているんです。その点を再度確認します。

○石原 茂議長 答弁願います。

吉田副議長。

○吉田武司副議長 まず、発議第3号のところなんですけれども、傍聴規則の第6条及び第7条の規定は傍聴の規制や傍聴人の遵守事項等を規定するものであるため、より具体的、限定的に表現されることを目的に制定をさせていただきました。

次に、発議第4号の専決処分のことについてですけれども、議員からも今お話がありましたけれども、今回この専決についてはこの組合を設立するため、まず運営をしていくための専決でございますので、そのように表現させていただきました。地方自治法第180条第1項、「普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。」となっております。

次に、発議第2号のところでございますけれども、賛成者の人数には提出者も含むとされているため、1人でも議案の提出及び修正の動議は可能だと考えております。また、地方自治法第112条第2項及び第115条の3の規定において、一定数の賛成を要件としているのは、いたずらに議事の遷延を目的とする議案、全く結実する見込みのない議案の提出や議案に対

する修正の動議により、議事の円滑な運営に支障をきたすことを防止する趣旨で定められたものです。この趣旨からも、署名ではなく連署とするのが適切であると考えております。

以上です。

○石原 茂議長 質問ありますか。

田辺議員。

○田辺 淳議員 その連署の部分ですけれども、お伺いしますけれども、そうすると提案者の名前プラス、1人の場合ですけれども、賛成者も同じ方の署名をするという意味の連署なんですか。それで矛盾はないのかということも含めて、提案者と賛成者が同じになるということとそんな表現でいいのかどうか。

○石原 茂議長 答弁願います。

吉田副議長。

○吉田武司副議長 議員定数が10人以下の団体における議会会議規則においても連署としている事例が多くございますので、問題ないと思っております。

以上です。

○石原 茂議長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 質疑がありませんので、以上にて質疑を終結します。

◎議員提出議案に対する討論・採決

○石原 茂議長 これより日程第6、議員提出議案に対する討論・採決を行います。

発議第1号から第4号について、討論を許します。

田辺議員。

○田辺 淳議員 私、当然、委員会条例だとか会議規則、また傍聴規則もそうですけれども、こういったものがないと議会が始まらないので、反対をするということは本来、私自体もなかなか望まない話ですけれども、特に傍聴規則に関して、議会の姿勢として傍聴人にもっともっと多くいらしていただきたいという視点でやはり簡素化するべきではないかということと、それから専決処分に関しても提案者の御説明が初議会に向けたものという表現でされているんですけれども、実際にはそうであるからこそ専決事項を細かく、専決された内容を全て明記して、それに関しては初議会に限るといような文面を入れて専決事項としてやっておけばよかったのではないのかなということを申し上げて、申し訳ないですけれども、反対

をさせていただきます。

○石原 茂議長 ほかに討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 討論がほかにありませんので、討論を終結します。

採決します。発議第1号から第4号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○石原 茂議長 挙手多数です。よって、発議第1号から第4号の議員提出議案については可決することに決しました。

◎議席の指定

○石原 茂議長 これより日程第7、議席の指定を議題といたします。

議席は、会議規則第4号第1項の規定により、議長において指定いたします。議員の氏名とその議席の番号を事務局より朗読いたさせます。

鈴木主幹。

○鈴木恵一総務課主幹 それでは、朗読させていただきます。

1番、石原茂議員、2番、野本一幸議員、3番、小池貴訓議員、4番、駒牧容子議員、5番、田辺淳議員、6番、吉田武司議員、7番、内山恵子議員、8番、齊藤克己議員、9番、猪原陽輔議員、10番、赤松祐造議員。

以上です。

○石原 茂議長 ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○石原 茂議長 日程第8、会議録署名議員の指名を行います。

朝霞和光資源循環組合議会会議規則第119条の規定により、議長により会議録署名議員を指名します。

2番、野本一幸議員、7番、内山恵子議員、以上2名を指名いたします。

◎議会運営委員会委員の選任

○石原 茂議長 次に、日程第9、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、朝霞和光資源循環組合議会委員会条例第6条第1

項の規定により、議長により指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないと認め、議会運営委員会委員を指名いたします。

議会運営委員会委員に、2番、野本一幸議員、4番、駒牧容子議員、8番、齊藤克己議員、9番、猪原陽輔議員、以上4名を指名いたします。議会運営委員会委員につきましては、ただいま指名いたしました4名を選任することに決定いたします。

ただいま選任いたしました議会運営委員会委員の方々は委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果の報告を願います。議会運営委員会の会場は第3委員会室でございます。

それでは、暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時40分 再開

○石原 茂議長 それでは、再開いたします。

議会運営委員会における正副委員長の互選の結果、委員長、8番、齊藤克己議員、副委員長、4番、駒牧容子議員、以上です。

なお、議会運営委員会により、議会申合せ事項について、去る10月8日の全員協議会のとおり、一般質問の回数は3回、質問時間は3回とも1回につき20分とすること、一般質問通告書の締切りは土日を含めず開会日の7日前の午後3時とすることとしたので、報告します。

この際、お諮りします。

一般質問の回数及び質問時間並びに一般質問通告書の締切りについて、議会運営委員会からの報告のとおりとすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○石原 茂議長 挙手多数です。よって、一般質問の回数及び質問時間並びに一般質問通告書の締切りにつきましては、議会運営委員会の報告のとおり、一般質問の回数は3回、質問時間は3回とも1回につき20分とすること、一般質問通告書の締切りは土日を含めず開会日の7日前の午後3時とすることといたします。

また、議会運営委員会において、質疑・質問内容は組合に関する事務に留め、構成市の事務についてはそれぞれの市議会で行うものとするを申合せ事項とするとの報告がありましたので、この際、お諮りします。

質疑・質問内容は組合に関する事務に留め、構成市の事務についてはそれぞれの市議会で
行うものとするにつままして、議会運営委員会からの報告のとおりとすることに賛成の
方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○石原 茂議長 挙手多数です。よって、議会運営委員会の報告のとおり、質疑・質問内容は
組合に関する事務に留め、構成市の事務についてはそれぞれの市議会で
行うものとする
ことといたします。

◎管理者提出議案の上程

○石原 茂議長 次に、日程第10、管理者提出議案の上程について、管理者から議案の提出が
ありましたので、報告します。

議案等についてはあらかじめ配付してありますので、御了承願います。

◎管理者提出議案の提案説明

○石原 茂議長 次に、日程第11、管理者提出議案の提案説明を求めます。

松本管理者。

○松本武洋管理者 それでは、提案理由の説明をさせていただきます。着座で行います。

今回提案いたしました議案は、専決処分7件、令和2年度予算1件、条例の制定4件、人
事案件1件の合計13件でございます。

議案第1号の専決処分は、組合の設立に必要な26件の条例を専決処分いたしましたので、
議会の承認を求めるものでございます。組合の休日を定める条例や、組合議会の定例会の回
数を定める条例等でございます。

議案第2号の専決処分は、指定金融機関の指定で、武蔵野銀行を指定いたしました。

議案第3号から第6号までの専決処分は人事案件で、第3号は監査委員の選任で、識見者
として細沼栄氏を、議案第4号から第6号までは公平委員の選任で、岩谷和彰弁護士、山崎
宏征弁護士、牛山久仁彦教授を選任したいので、議会の同意を求めるものです。

議案第7号の専決処分は、令和2年度朝霞和光資源循環組合一般会計暫定予算で、当初予
算が成立するまでの期間に必要な予算を専決したものです。

議案第8号は、令和2年度一般会計予算で、組合運営に係る経費のほか、施設建設に必要
な業務委託料を計上しております。

議案第9号は、組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてで、提案理由のとおり、地方自治法及び地方公務員法の規定により提出するものです。

議案第10号は、組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定についてで、地方自治法の規定により提出するものです。

議案第11号は、組合財政状況の公表に関する条例の制定についてで、地方自治法の規定により提出するものです。

議案第12号は、組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定についてで、地方自治法の規定により提出するものです。

議案第13号は、人事案件となります。監査委員の議員選出の選任で、和光市選出の内山恵子議員を選任したいので、議会の同意を求めるものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原 茂議長 以上にて説明は終了しました。

次に、議案の細部の説明を求めます。

事務局長、説明をお願いします。

○奥山寛幸事務局長 それでは、詳細について御説明いたします。着座にて失礼いたします。

それでは、お手元の資料を御覧いただきまして、議案第1号から第13号につきまして御説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、組合設立に際し必要となります合計26件の条例を専決処分したので、議会の承認を求めるものでございます。5ページがその一覧となっております。なお、説明に当たりましては、条例の目的や趣旨等を中心に説明させていただきます。

それでは、6ページを御覧ください。

組合の休日を定める条例でございます。

組合の休日を日曜日及び土曜日、法律に規定する休日、そして12月29日から翌年の1月3日までとするものでございます。

次は、公告式条例でございます。

地方自治法第16条の規定に基づく公告式に関し、必要な事項を定めたものでございます。

8ページを御覧ください。

組合議会定例会の回数を定める条例で、定例会の回数を毎年4回とするものでございます。
次は、監査委員条例です。

地方自治法第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものでござい
ます。定例監査はその都度期日を指定して実施し、例月出納検査は毎月27日とするものでござ
います。

11ページを御覧ください。

公平委員会設置条例でございます。

地方公務員法第7条第3項の規定に基づきまして、公平委員会を設置するものでございま
す。

12ページを御覧ください。

事務局設置条例でございます。

地方自治法第158条第1項の規定に基づきまして管理者の権限に属する事務を分掌させる
ため、朝霞和光資源循環組合事務局を設置するものでございます。

続いて情報公開条例でございます。

住民の知る権利の尊重と公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開
に必要な事項を定め、公正で開かれた組合行政の推進に寄与することを目的として定めるも
のでございます。

23ページを御覧ください。

個人情報保護条例でございます。

個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、個人の権利利益の保
護と公正で民主的な組合行政の推進に資することを目的として定めるものでございます。

39ページを御覧ください。

情報公開・個人情報保護審査会条例でございます。

情報公開条例及び個人情報保護条例の規定による諮問に応じ、審査請求について調査・審
議するため審査会を設置するもので、委員は3人以内、任期は2年以内としております。

43ページを御覧ください。

行政不服審査法施行条例でございます。

行政不服審査法の規定に基づき、行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定め
るものでございます。

46ページを御覧ください。

職員定数条例でございます。

事務部局に勤務する一般職の職員の定数を定めるもので、その定数を11人とするものです。

続きまして、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例でございます。

地方公務員法第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものでございます。

48ページを御覧ください。

職員の懲戒の手続及び効果に関する条例でございます。

地方公務員法第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、職員のサービスの宣誓に関する条例でございます。

地方公務員法第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものでございます。

50ページを御覧ください。

職員の職務に専念する義務の特例に関する条例でございます。

地方公務員法第35条の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例でございます。

地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間等について必要な事項を定めるものでございます。

59ページを御覧ください。

職員の育児休業等に関する条例でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものでございます。

70ページを御覧ください。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例でございます。

地方公務員災害補償法の規定に基づきまして、公務上の災害または通勤による災害に対する補償、これらに関する制度等を定めるものでございます。

87ページを御覧ください。

職員公務災害等見舞金支給条例でございます。

職員の公務上の災害または通勤による災害に対する見舞金の支給に関して、必要な事項を

定めるものでございます。

91ページを御覧ください。

議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例でございます。

地方自治法第203条の規定に基づき、議員報酬等を定めるものでございます。

93ページを御覧ください。

管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償等に関する条例でございます。

この条例は、管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償等に関し必要な事項を定めるものでございます。

96ページを御覧ください。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例でございます。

特別職の職員で非常勤の者に対する報酬等について定めるもので、報酬は別表のとおりでございます。

99ページを御覧ください。

実費弁償に関する条例でございます。

この条例は、組合の機関の請求により出頭した者等に対する実費弁償の支給に関し必要な事項を定めるものでございます。

101ページを御覧ください。

職員の給与に関する条例でございます。

地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めるものでございます。給与表につきましては、朝霞市の給与表と同等の水準としております。

122ページを御覧ください。

職員等の旅費支給条例でございます。

職員等に支給する旅費について、支給要件、計算方法、手続などといった必要事項を定めるものでございます。

次は、専決処分いたしました条例の最後になります。

131ページを御覧ください。

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例でございます。

地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものでございます。

議案第1号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第2号の専決処分については、組合の設立に際し、地方自治法施行令の規定により株式会社武蔵野銀行を指定金融機関として指定したため、議会の承認を求めらるるものでございます。

次の議案第3号から第6号までは、人事案件で専決処分したものととなります。

議案第3号については、地方自治法第196条第1項の規定により、組合監査委員に識見者として細沼栄氏を選任したため、議会の同意を求めらるるものでございます。

議案第4号から第6号については、組合公平委員会委員の選任についてでございます。

地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、組合公平委員会委員に、議案第4号で岩谷和彰弁護士、議案第5号で山崎宏征弁護士、議案第6号で牛山久仁彦教授を選任したため、議会の同意を求めらるるものでございます。

次に、議案第7号の専決処分は、組合の設立に際しまして必要な予算を暫定予算として専決処分したため、議会の承認を求めらるるものでございます。

続きまして、議案第8号、令和2年度朝霞和光資源循環組合一般会計予算について御説明申し上げます。

第1条では、令和2年度朝霞和光資源循環組合一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ6,430万7,000円と定めるものでございます。

第2条では、歳計現金が不足した場合に、その不足を補うための一時借入金の最高額を500万円と定めるものです。

それでは、7ページをお開きください。

初めに、主な歳入について御説明いたします。

款1分担金及び負担金については、構成市負担金を6,430万5,000円計上しております。

款2諸収入では、組合預金利子2,000円を計上しています。

次に、9ページをお開きください。

主な歳出について御説明申し上げます。

款1議会費では、議員報酬や会議録作成委託料など議会運営に係る経費149万6,000円を計上しています。

款2総務費では、特別職報酬並びに一般職の給料及び職員手当等のほか、公平委員会費及び監査委員費など組合運営に必要な経費を4,587万6,000円計上しております。

続きまして、款3衛生費では、広域処理施設整備に必要な地歴調査等業務委託料を1,193万5,000円計上しています。

最後に、款4予備費については、予定外の支出等に備えるため、400万円計上してごさいます。

次は、議案第9号、朝霞和光資源循環組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について御説明申し上げます。

地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものでございます。報告の時期は毎年8月末まで、公表の時期は毎年10月末までとするものでございます。

続きまして、議案第10号、朝霞和光資源循環組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について御説明申し上げます。

第2条で、地方自治法第96条第1項第1号、第5号及び第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約及び財産の取得又は処分について定めるものでございます。

次は、議案第11号、朝霞和光資源循環組合財政状況の公表に関する条例の制定について御説明申し上げます。

地方自治法第243条の3第1項の規定により、財政に関する所要事項を説明する文書の公表に関して定めるもので、公表は毎年6月1日及び12月1日とするものでございます。

次は、議案第12号、朝霞和光資源循環組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定について御説明申し上げます。

普通財産の交換、普通財産の譲与または減額譲渡、普通財産の無償貸付けまたは減額貸付け及び物品の交換等について、地方自治法第237条第2項の規定により定めるものでございます。

最後になります。

議案第13号は、人事案件となります。

朝霞和光資源循環組合監査委員（議員選出）の選任について、和光市選出の内山恵子議員を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

説明は以上で終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○石原 茂議長 以上で各議案に対する説明は終了しました。

◎管理者提出議案に対する質疑及び管理者提

出議案に対する討論・採決

○石原 茂議長 次に、日程第12、第13は議案ごとに行いたいと思いますが、御異議ありません

んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認め、管理者提出議案に対する質疑、討論及び採決に進みます。

議案第1号を議題とします。

議案第1号について質疑を許します。

田辺議員。

○田辺 淳議員 まず、議案という表現で言ったときには確かに13号ですけれども、1号に26の条例が含まれているということで、そういう意味で全部で38件の条例案がある中で最初に一括して第1号というものの中には26の条例が含まれていると。

一括されてしまっているんで、いろいろとお伺いするしかないんですけども、まず1番目、休日を定める条例ですけれども、和光市さんなど議会改革をうたっている中でよくあるのは、今どき休日でも議会を開きましょうというような声が非常に挙がっていると思いますし、またそれぞれ我々議会を抱えている中でやはり休日、祭日でも開かざるを得ないような事態というのは十分あり得るのではないのかなと思うんですけども、その点に関する特例の規定があってもよかったのではないのかなと思うんですけども、その点をまず1点お伺いします。

それから、2点目の公告式条例ですけれども、第2条の2に和光市役所、条例の公布で掲示するという表現で、その規定はいろいろとその他の公告をするときに公示をする場合には和光市役所の掲示場を使うということになるわけですけれども、やはり朝霞と和光とそれぞれで組合をつくるということで条例に明記していなくても別にいいんですけども、これは管理者の考え方だというふうに思うんですけども、和光市役所に正式には出しますけれども、朝霞にも同じようにこれを準拠して出しますということなのかどうか、その点。

それから、今どき公告式という非常に古くさいスタイルですけれども、言ってみればもう少し公表する場というものが昔で言うところには江戸時代の高札ですよ。そのスタイルで、それが明治以降のスタイルとしてそのまま定着しているわけですけれども、確かに役所にそれぞれ具体的に議会等で決まったものが公告されるというのは分かりますけれども、今どきはホームページも含めていろいろな形の公表の仕方があると思うので、その点に関してもちょっと併せてどのようにお考えなのかをお伺いしておきたい。

それから、3点目は結構です。4点目に関してもいいです。

それから、5点目ですけれども、公平委員会の必要性なり、監査委員もそうなんですけれども、朝霞市の例えば会計管理者、和光市の会計管理者はそれぞれやはり別建てで今回の組合の会計管理に関しては所管するというのは私は妥当だと思うんですけれども、その考えでいったときに監査にしろ、特に公平委員会だとか特別職の様々なものに関して屋上屋を重ねるようなスタイルで、また財政支出も余分にとるような形ではなく、和光市、朝霞市で順繰りにあるいは両方でということもあり得るでしょうけれども、持っている体制を利用していくという、準用していくという方法があったのではないのかなというふうに思うんですけれども、その点お伺いしたいのと、公平委員会の場合ですと具体的にはどういったことが考えられるのかということと、例えば朝霞市で言ってもなかなか開催することというのは実態としてはないわけですけれども、この支出に関してはこれはそれでも出るものなのか、会議が開かれたときだけ出るというものなのか、その点に関してお伺いをおきたい。

それから、事務局ですけれども、これも非常に私は会計管理者のような形でやっぱり議会の事務局が別個ないと、12ページに当たりますけれども、事務分掌に議会に関すること、監査に関すること、条例・規則に関すること、予算に関すること、職員の人事、言ってみればありとあらゆるものを事務局でやるということになるとそれは本当に大変だろうなと思いますし、また実際に屋上屋重ねることもあるだろうなと思うんです。そういう意味で、例えば議会に関しても、もう少し議会事務局から支援を受けるようなスタイルというのはあり得たのではないのかなと。

私どもからしても、やはり執行者と議会、和光の議会の基本条例などでも二元代表制を高らかにうたっているわけですから、本当に二元代表制だということであるならば、この部分をごっちゃにされては私はたまったものではないというふうに思うんです。やはりしっかりとチェックをするチェック機能の役割を担うためにも、同じ人が執行者の立場でものをづくり、議会のチェックをする立場のまた事務を行うというのは余りにも体制として、確かに人数は少ないですから、だからこそそれぞれの市が持っている体制を利用していくという在り方というものも追及するべきではなかったのかなというふうに思うんですけれども、その点を確認をさせていただきたい。

事務分掌がありますけれども、この事務分掌というのは本当にありとあらゆるものをやらなければならないということになってしまって、非常に煩雑だろうなと思うんですけれども、その点を確認をさせていただきます。

情報公開に関しては一般質問でもお伺いはするつもりでしたけれども、一応確認したいの

は公開の対象となるものは一体どこからどこまでなのかなど。特に10月1日から資源循環組合という形で設立をされたということでその前からの財産等引継ぎをしている、当然情報も引継ぎをするということになるので、様々に今まで取り組んできた協議会から始まって議論をしてきているもの、あるいは途中で契約をして実行してきたもの、そういったものも引き継がれるのだろうというふうに想像しているんですけども、そうした引き継がれるものが何なのかということにも関わるんですけども、それが情報公開の対象になり得るのかどうか、その点を確認をさせてください。

個人情報保護に関しては結構です。

それから、職員のいろいろと部分が12番の分限の手続だとか、あるいは服務だとか勤務時間だとかもちろん給与も含めてありますけれども、確認をさせていただきたいのは、今の時点では全てそれぞれの市からの派遣で行っていると思うんですけども、これは職員の給与等を含めてこれも屋上屋を重ねるような条例をつくらなければ本当にならないのか、それともそれぞれの自治体の派遣ということでその費用を負担することも可能ではなかったのかなど。

それから、特に身分等の保証に関わる部分ですけども、あるいは育児休業等、実際にその事態が生じることが分かった時点で、恐らく派遣はまた別の方を派遣するということになるのではないのかなど。わざわざ育児休業のこの条例を入れなければいけないものなのか、休業されてしまって、ただでさえ少ない人数で回そうという組合ですから、そういった事態が仮にあったとした場合は恐らくまた別の方を派遣するということで済ませるのではないのかなどと思うんですけども、その必要性が私にはちょっと理解ができないので、お伺いをします。育児休業の部分に関しては17番目、59ページです。

それからあと、非常勤職員等の部分に関しては、常時支出されるであろうものを想定しておきたいのと、あとは開かれたときだけ支出するんだということなのか、その点に関して確認をします。

それから、非常勤報酬、特別職の方たちに対しても同じです。

それから、職員の給与に関する条例にも関わるんですけども、独自に職員を雇うということが今後あるのかどうか、それが想定されているこの条例の提案なのかということもちょっとお伺いしておきたい。そういった場合の職員の採用の仕方というのはどういう形を取られるのか、もしそういうことが起こるとするならばその点もお伺いしておきたい。

それから、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例、これがありますけれ

ども、その前に本来は契約だろうと当然のことながら。それはいわゆる会計規則なり、例えば入札に関する契約の規則だとかそういったものは当然あるんだと思うんですけども、その点に関しては普通、我々議会をやるとき例規集というのが手元にあるんですけども、今既につくられているものはほかにもあるのではないのかなと。長期継続契約だけがどんと出ていますけれども、そもそも会計規則等これは我々は例規集では当然手元に置かれるものですから、そういったものがつくられているはずだと私は認識していますけれども、そういった本当に必要不可欠なものがいわゆる条例以外のものとしてできているのではないのかなということをお伺いするのも何ですが、長期継続契約だけが条例として出てきていますけれども、お伺いしておきたい。

それから、これはほかのところでも全部つながる話なんですけれども、一般的に朝霞では条例制定に付随して規則等をつくる場合は規則も同時に提案の中に入ってくるんですけども、今回のものに関してこれに限らずですけれども、一括されている26件の議案、これに関して規則等はないんですか。あればそれも提出していただきたい、お願いします。

以上です。

○石原 茂議長 答弁願います。

紺清次長。

○紺清公介事務局次長 議案第1号、専決処分について順次御答弁申し上げます。

まず、1つ目の組合の休日を定める条例、こちらにつきましては特に特例はなく、構成市に準じて休日等の条例の内容となっております。

2つ目の公告式条例につきましては、組合が設置してある場所が和光市役所の内部ということでございますので、その前の掲示板に掲示するという形でこの条例を定めました。特に朝霞市、またその他ほかの所に条例を告示する予定はございません。

次は、公平委員会設置条例に関しましては、組合設立後、委員については輪番制を取ってございます。任期は4年ということで、最初の4年は朝霞市から1名、和光市から2名、4年たった後は逆転するという内容でございます。この場合は、会議が開かれた場合のみの招集と考えてございます。

次、事務局設置条例につきましては、組合の配置職員の人数から議会事務局を独自に設置することは難しいと考えてございます。議会事務を併任する書記長1名、また書記2名に辞令を交付して議会に関する事務に従事してまいります。今後、組合運営に関しましては、少人数の組合の例を参考にしながら議会運営を構築していきたいと考えております。

続きまして、情報公開条例こちらの関係は、こちらの公開の対象につきましては組合事務のみとこちらは考えてございます。

続きまして、職員の派遣及びその辺の身分の取扱い等に関しましては、組合というのは特別地方公共団体となります。別組織になりますので、様々なこのような職員の条例等は必要と考えておりますので、その辺は御理解していただきたいと考えております。

続きまして、議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、また職員の公務災害見舞金の支給の関係ですけれども、こちらは開会したときのみの支出と考えてございます。

続きまして、職員の給与に関する内容で将来的に組合の職員を増やしていくのかという形で御質問だと思いますが、今8人で派遣でやっておりますが、いずれはプロパーの職員が中心にこの組合を運営していくような形で考えてございます。

最後です。26番目の長期継続契約、ほかに規則等の定めはないのかということですが、10月1日の管理者決裁で会計規則、予算規則、契約規則等々その辺は定めてございます。

以上になります。

〔「すみません、答弁漏れでございます」と言う人あり〕

○石原 茂議長 続いてお願いします。

○紺清公介事務局次長 規則の提出に関しましては、いずれこちらのほうはホームページのほうに載せる予定でございますので、そちらのほうで御確認していただければと思います。

以上です。

○石原 茂議長 ほかに質問ありますか。

田辺議員。

○田辺 淳議員 今の最後のところちょっと申し上げますけれども、いずれホームページで私もこういう言い方はしたかないですけれども、議会軽視というか、我々議会を行うに当たって例規集をもって様々な重要な条例自体はここでつくるわけですけれども、条例以外のものでもそもそも重要なものに関してそれも専決でつくられているものだと思うんです。そういったものに関して、既に契約も暫定予算も含めてやられているわけですから契約もされているわけですね。そういうことも含めてどういう規則に基づいてそれをやっているのかというのを我々は知る権利があるわけです。それをいずれ情報公開で公開されるからということではなく、資料として出してくださいと私は申し上げたんです。

その部分と、それからもう一度確認しますけれども、全体この26件、その後2号から7号

も専決ですけれども、その専決の必要性ということで、確かに合併などでの新しい議会をつくった後かなりの部分専決をするという先例があるということは私も分かりますけれども、ただそれにしても全員協議会が開かれました、全員協議会の中で提示されたものというのも回収だとかいう話もありまして、実際丁寧な説明を事前にしっかりとしておくべきものがいっぱいこの中にあると思うんです。それは今申し上げた会計だとか契約の規則なども含めて重要な部分に関しての説明が私は足りない。申し訳ない、人数が少ない中での対応だということ私は分かりますけれども、だからこそこれは事務局に言ってもしょうがないんです、管理者にお伺いするしかないですけれども、もう少しそれぞれの自治体の持っている力をここに注ぎ込むような形というのは取れるのではないかと。

先ほど言いましたけれども、議会事務局に相当するものというのは今のこの事務局体制の中でごっちゃにされたのでは、やはり議会と執行者との二元代表制だというのは全く実態はそうじゃないんだということをそのままここでは出してしまうことになりますよね。やはり会計管理者を私は別でちゃんと支援するような形を取っているということを考えても、やりようはあると思うんです。議会事務局もやはり私ら勝手知ったるそれぞれの議会の事務局から支援をいただくという形のほうがよっぽど分かりやすいし、そうであればもう少し議員提出議案でも先ほどの文言の問題もそうですけれども、内容的に議会が提案したほうがいいのではないかと思われる提案が今回もほかにも条例の中にはあるんですけれども、やっぱり議会と執行者とのしっかりとした区別というものは事務分掌で幾ら行うとしても、同じ人間が執行者とむしろチェックをする立場の事務を扱うというのは、やはりやってはいけないことだと思うんです。監査だとか会計だとかそういうところは、ある程度分けてやりましょうということであるならなおのこと、議会はそもそも基本中の基本でその部分を分けていかないと。

確かに一部事務組合が古いスタイルで、本当に昔からあるものでやられてきているというその先例に多分のとったというのは分かりますけれども、それにしてもやはり議会改革が昨今言われている中でこの形というのは私はただけない。改善がすぐにできるものかどうか分かりませんが、何らか今の事務局体制をフォローするという意味でも、体制を変えていただく必要性というものを御認識あるのかも含めてお伺いをしておきたい。よろしくをお願いします。

○石原 茂議長 答弁願います。

松本管理者。

○松本武洋管理者 まず、規則の件、御質問いただきました。

本来であれば、もう既にホームページで見られる状況というのももちろん考えるわけですが、やはりこの議会が始まってこの諸条例が通った後で当然公表されるべきものでありますので、早急にそのあたりは公表できるような手はずを進めていきたいと考えております。

また、今、御指摘ございました事務局の体制です。県内の状況として、議会事務局について独立して設置しているという事例はないわけです。そういう中で議員からは独立したものを研究しても議会改革としていいのではないかという御指摘もいただきまして、当然、議会改革ですので、議会サイドでいろいろ御検討いただいたその中身についてまた行政と共有する中でそういった改善を図っていくということは私どもはやぶさかではありませんので、そのあたりは今後新しい組合をつくっていくわけでございますので、また議会でも御議論いただきながら私どもも考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○石原 茂議長 ほかに質問ありますか。

田辺議員。

○田辺 淳議員 どうしても専決しなければいけなかった理由というものを地方自治法上の意向の部分でおっしゃっているということは分かりますけれども、時間的な問題ということで一体いつからいつでどういう理由でこれを専決せざるを得ないのか、議会を2回開くということはしにくいということもあったのかということもありますけれども、あるいはこの議会の中で専決ではなくて開きながら行っていくということも十分可能ではあったのではないのかなというふうに思うんですけれども、その点に関してお伺いをします。

○石原 茂議長 奥山事務局長、答弁願います。

○奥山寛幸事務局長 今回、専決の御承認ということで上げさせていただいている議案につきましては、全て専決せざるを得ない自治法上の規定によりまして決めなければならないということを議会を開くいとまがなかったものですから、専決という形でやらせていただいたものです。

実際に設立日の10月1日付で議会を開けば専決必要なかったのではないかという考えもあるかと思っておりますけれども、暫定予算についても、10月1日の段階で職員とか議員さんの報酬とか給与が発生する段階では専決以外にできないわけです。ですから、そこら辺で必要最低限のものを専決させていただいたということで御理解いただければと思います。

○石原 茂議長 ほかにありますか、質疑。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 質疑がありませんので、以上にて質疑を終結します。

議案第1号について討論を許します。

田辺議員。

○田辺 淳議員 私はまず第一に、専決で1議案から26議案まで条例の制定をするというこの分に関して、非常に議会が一番最初に始まるということですから全員協議会等でももう少し十分説明をするということもチャンスはあったわけで、そういった段取りが踏まれているならば分かるんですけども、その場でこんな議案が出るだろうというその議案自体の中身を見ることもできず、どんなものなのかということも回収をされるというような対応をされたわけで、やはり議会をこれからつくっていくといったときに、執行者と議会との緊張関係というものを御理解されているならばやはり極力専決を避ける、あるいは専決せざるを得ないものに関しては、先ほど議員提出議案で専決の処分の具体的なものを事項に出されたわけですけども、そうしたものにちゃんと明記していくというこれは議会の側の問題でもあるんですけども、今回、専決処分されているもの自体が全く議員提出議案第4号でやられた専決処分の指定と矛盾したものになってしまっているということをまず申し上げたい。

それから、いろいろな非常勤の特別職の方たちの部分に関しても、これも本当にこの循環組合の中で人を配置しなければいけないのか、それぞれの持っている和光市、朝霞市の体制がある中で、また新たにこういったものをつくるという本当に私は無駄な、今、二重行政が何だとかという大阪で議論がされているのと私は別に同じだとは申し上げませんが、やはり屋上屋を重ねるようなことであるならばそれは極力避けなければいけないと思うんです。

また、職員に関しても、実態として今派遣で全て行っている中で11人の定数ということで8人から3人の職員を今後どうされていくのか分かりませんが、そういった体制に関しても基本的に今の時点では派遣で済ませられて当然だろうと思うし、そういったときにそれぞれの市の持っている力をここに注ぎ込むという考え方で、新しい条例をわざわざつくらなくても私はよかったのではないのかなというふうに思うんです。

あと、契約に関してもう既にいろいろと行われているし、暫定予算も組まれてこの10月からの契約もあるんだろうと思いますけれども、そういうことも含めて会計の規則等、非常に重要なものに関して執行者の姿勢がホームページでそれが出されるというような言い方をされるけれども、そもそも我々議会がチェックする一番大本になる会計だとか契約だとかそう

いった規則に関して、全く手元にも置かれない状態で審査をせざるを得ないという、これは私はやはり非常に不備だと思うんです。少なくとも議会の事務局の問題にもなるんですけども、事務局として本来配備しなければいけない例規集が全く我々の手元にはない、今つくるということになるでしょうけれども、既にできているものに関してそれを整えておかなければいけないというのはこれは議会事務局の仕事なんです。それが今できていないというのは、今の事務局のやはり体制の不備だと私は思うんです。

ですから、そういうものを含めてそれぞれの持っている議会事務局の力をやはり応援体制を取っていくというのが筋だろうということを申し上げて、反対をいたします。

○石原 茂議長 ほかに討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 以上にて討論を終結します。

採決します。議案第1号について承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○石原 茂議長 挙手多数です。よって、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（朝霞和光資源循環組合の休日を定める条例ほか25条例の制定）は承認することに決しました。

次に進みます。

議案第2号を議題とします。

議案第2号について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 それでは、質疑がありませんので、質疑を終結します。

議案第2号について討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 討論がありませんので、討論を終結します。

採決します。議案第2号について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認め、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（朝霞和光資源循環組合指定金融機関の指定）は承認することに決しました。

次に進みます。

議案第3号を議題とします。

議案第3号について質疑を許します。

田辺議員。

○田辺 淳議員 監査委員の提案ですけれども、人事案は朝霞市だと私は存じ上げている方ですけれども、和光市さんだと御存じない方かもしれないそういう意味でも新しい方を選任するに当たって、提案の仕方として写真等もう少し人となり分かるような形でということ朝霞市ではやっているんですが、そういった方法を取られなかった理由をお伺いしたいのと、あと、これが専決でやらなければいけない理由ですが、やはり今日提案されるということで、別に専決をする必要はなかったのではないのかなど。専決をすることによって、何か監査が今までの時点で生じていたのかどうかということ併せてお伺いをします。

○石原 茂議長 答弁願います。

紺清次長。

○紺清公介事務局次長 第3号の監査委員の選任についてで御答弁申し上げます。

経歴書等に写真を添付していない理由としましては、こちらの書式は和光市の書式を参考にさせていただいたため、添付してございません。

なぜ専決処分でやったのかということですが、こちらについてはやはり監査委員というのは引き受けてくれる方はなかなか難しいと考えております。ですから、早めの動きということでこちらとしては専決させていただきました。今まで事務等々はございません。

以上です。

○石原 茂議長 質問ありますか。

田辺議員。

○田辺 淳議員 言っていることよく分からないんですが、引き受けている方がいなくて、引き受けてくれる方が決まったから、だったら別に今日提案するので全然いいんじゃないんですか。決まらないからなかなか出せないということはあっても、引き受けてくれる方がなかなかいないということは何の理由にもなりません。

それから、和光市さんのやり方を出されたということですが、それこそ議会の事務局の立場で考えたときに、どちらを選ぶかと言ったら分かりやすいものを当然選んでいくというのが筋ではないのかなど、仕事は増えるかもしれませんけれども。議会として、やはり提案をするに当たってその人となり少しでも分かるようにするという意味でどちらが分かりやすいのかということ考えたときには、やはり人事案に関して写真を載せるなど、朝霞は以前はなかったものを写真を入れていくというのは改善なんです。その改善をしたほうが

私はよりベターではないのかなと。例えば傍聴している方から見ても、それが普通の発想ではないのかなというふうに思うんです。

議会改革を特にうたっている議会であるならばなおのことですけれども、よりよくしていこうという視点で提案をするに当たって、議会の事務局の立場と執行者の立場とそれこそ挟み撃ちでなかなか立場を強く言えないものが事務局の側にあるのかどうか知りませんが、やはり市民の視点に立ったときにはもう少し分かりやすい議会という意味で少しでも前向きな、和光市と朝霞市とそれぞれをどういう基準で選ばれたのかも分からないんですけれども、なぜ和光市のやり方を選ばれたのかも併せてお伺いをします。

○石原 茂議長 答弁願います。

奥山事務局長。

○奥山寛幸事務局長 1点目の監査委員を専決で選任したことの理由につきましては、地方自治法の規定によりまして監査委員を置かなければならないとそういう規定がございます。監査というのは定例監査以外にも随時住民の求めにより監査をする可能性もあるわけなので、10月1日から監査委員を最低限1人は置く必要はあるということです。

あともう一点、議案資料として監査委員の顔写真を載せる件につきましては、この会議資料というのは今後ホームページ等で載せる可能性もありますし、そこら辺でそこまでのどちらかという監査委員につきましては、自治法の規定では顔だとかそういうところで選んでいるわけではないので、そこら辺で必要かどうかというのは今後議会の中でそういう資料が必要だということであればお願いしてつける可能性もあるとは思いますが、そこら辺については検討させていただければと思います。

○石原 茂議長 ほかに質問ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 以上にて質疑を終結します。

議案第3号は人事案件でありますので、討論を省略します。

採決します。議案第3号について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議はないものと認め、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて（朝霞和光資源循環組合監査委員の選任）は承認することに決しました。

次に進みます。

議案第4号を議題とします。

議案第4号について質疑を許します。

田辺議員。

○田辺 淳議員 具体的に公平委員会の活動は和光市さんは分かりませんが、朝霞市でもそんなに実際に会議を開くというチャンスはないというふうに私は認識しているんですけども、置かなければいけない自治法上の規定があるのは分かりますけれども、それにしてもなかなか現実に必要なかどうかという意味で言うのではないのかなと思うんですけども、その点どういったことが想定されるのかをちょっと教えていただきたい。

それから、この方ですけども、川口の方でどういう経緯で今回こういう提案に至ったのか、その点に関してお伺いします。

○石原 茂議長 紺清次長。

○紺清公介事務局次長 議案第4号の公平委員の選任について御答弁申し上げます。

職務につきましては、職員の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し及び必要な措置を図ること、職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する採決をすること、職員の苦情を処理すること、法律に基づきその権限に属せしめられた事務ということで地方公務員法第8条2項に載っております。

この方は朝霞市のほうからの紹介で選任した弁護士となっております。

以上です。

○石原 茂議長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 以上にて質疑を終結します。

議案第4号は人事案件でありますので、討論を省略します。

採決します。議案第4号について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認め、議案第4号、専決処分の承認を求めることについて（朝霞和光資源循環組合公平委員会委員の選任について）は承認することに決しました。

次に進みます。

議案第5号を議題とします。

議案第5号について質疑を許します。

田辺議員。

○田辺 淳議員 私はこの方も存じ上げないんですけども、どういった経緯でこの方が提案

されるに至ったのかをお伺いいたします。

○石原 茂議長 紺清次長。

○紺清公介事務局次長 山崎宏征氏は、和光市長推薦で選任させていただきました。

○石原 茂議長 質問ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 以上にて質疑を終結します。

議案第5号は人事案件でありますので、討論を省略します。

採決します。議案第5号について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認め、議案第5号、専決処分の承認を求めることについて（朝霞和光資源循環組合公平委員会委員の選任について）は承認することに決しました。

次に進みます。

議案第6号を議題とします。

議案第6号について質疑を許します。

田辺議員。

○田辺 淳議員 この牛山さんがどういった経緯で提案される形になったのか、お伺いします。

○石原 茂議長 答弁願います。

紺清次長。

○紺清公介事務局次長 この方は牛山久仁彦氏は和光市長の推薦で選任いたしました。

○石原 茂議長 質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 以上にて質疑を終結します。

議案第6号は人事案件でありますので、討論を省略します。

採決します。議案第6号について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認め、議案第6号、専決処分の承認を求めることについて（朝霞和光資源循環組合公平委員会委員の選任について）は承認することに決しました。

次に進みます。

議案第7号を議題とします。

議案第7号について質疑を許します。

田辺議員。

○田辺 淳議員 暫定予算ということで総額934万2,000円が専決をされたということですが、具体的に出ている先ほどもありましたけれども、例えば公平委員会委員だとか顧問弁護士の謝礼がありますけれども、これは具体的にどんなものであったのか。

公平委員会のこの部分に関しては、支出というものに関しては実質上その活動がなければ出ないものだという認識でいいのかどうか。

それから、委託料ですけれども、これに関してだけ明細がないので、具体的にどれぐらいの金額でこれが積算されているのかを教えてくださいたいのと、それぞれの内容に関してお伺いをしたい。

ホームページも今始まっているのは一応見てはいますけれども、今後どんなものがここに記載されてくるのか、それから具体的な委託料の中身に関してお伺いをします。

○石原 茂議長 答弁願います。

紺清次長。

○紺清公介事務局次長 議案第7号の暫定予算についてですが、まず予算書の12ページの顧問弁護士謝礼につきましては、事故、事件等何か組合として問題があった場合は相談行ったときの謝礼と考えております。10月1日から今日現在までは、その謝礼の支出はございません。

続きまして、公平委員会会費でございますけれども、こちらにつきましても日額になっておりますので、集まっていたときに支出するというところでございますので、まだ集まっておりませんので、支出のほうはございません。

あと、業務委託の関係でございますけれども、ホームページ関連機器保守委託料ということで、こちらにつきましては要はコンピューターの保守の関係の委託料となっております、1カ月分だけ暫定予算として組んでございます。

ホームページの運用保守委託料につきましては、現在、組合でホームページを立ち上げてございますので、その保守の関係の委託料を1カ月分だけ計上してございます。

次の複合機保守委託料につきましては、こちらはコピー機となりますので、そちらの保守点検委託料ということで1カ月分を計上してございます。

次の人事給与システム保守委託料は、こちらは職員の人事給与、システムで管理するための機器の保守委託料として1カ月分を計上してございます。

以上でございます。

○石原 茂議長 奥山事務局長。

○奥山寛幸事務局長 顧問弁護士謝礼につきましては、年間を通じて契約する形となっております。まして、案件につきましては契約書の内容の精査だとかいろいろ法律上の問題で相談がある場合に相談させていただくということで、ファクス、電話等で相談させていただくということに対する謝礼になっております。10月1日から契約という形になっております。

○石原 茂議長 ほかに。

田辺議員。

○田辺 淳議員 朝霞では、予算等を提案するときに委託料等資料と一緒に出して明細を入れているんですけども、今後のことも含めてですけども、されないんですか。大体の積算としてももちろん契約前ですから具体的にはこれぐらいの金額という形でしか出しようがないというのはわかりますけれども、朝霞市の場合はそれは出ている、和光市は知りませんが、今後のことも含めて今回の暫定だけではないですけども、一般会計予算に関しても予算資料として私は当然もう少し細かいものが出るのかなというふうに想像していたんですけども、その点お伺いしたいのと、あと顧問弁護士さんに関しては、そうすると年間幾らの支出になるということなのか。この金額がそのまま年間の契約ということなのか、その点をお伺いします。

○石原 茂議長 答弁願います。

奥山事務局長。

○奥山寛幸事務局長 予算の事項別明細の関係で、業務委託料の個別の金額は載せていないんですけども、載せていない理由は工事請負費も今後載せるつもりはないんですけども、入札等を行う場合に予定価格を類推させるということで、そこら辺をさせないために個別の金額等は載せておりません。今後、予算審議に当たりましては、もっと細かい予算見積書程度のものについては資料の提供をさせていただければと考えております。

あと、顧問弁護士謝礼につきましては、一月分で5万5,000円という形でございます。

○石原 茂議長 紺清次長。

○紺清公介事務局次長 すみません、先ほど委託料の期間について1カ月と申しましたけれども、6カ月で計上しております。おわびして訂正いたします。

○石原 茂議長 ほかに質問ありますか。

田辺議員。

○田辺 淳議員 執行者というか管理者にお伺いしますけれども、もう少し委託料の明細に関してここに記載していくという方向性に関しては、ちょっと前向きな御答弁いただきたいな

というふうに思うんですけれども。

○石原 茂議長 答弁願います。

松本管理者。

○松本武洋管理者 まず、現状、和光市の状況を参考までに申し上げますと、当初予算の場合にはPDFでかなり見積りまで見られるということになっているわけです。ですので、ちょっとそのあたり等のやり方についても含めて、より見積りの細部についてどういうふうに事前に御検討いただけるような状況をつくるかというのは検討していきたいと思えます。

当然、入札に係るものについては詳細な予算見積りについては出していない状況でございますので、そのあたりは一つ一つ審議の効率性と、それから入札に関する課題等踏まえて判断していきたいと考えております。

○石原 茂議長 ほかに質問ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 以上にて質疑を終結します。

議案第7号について討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 討論はありませんので、討論を終結します。

採決します。議案第7号について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認め、議案第7号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度朝霞和光資源循環組合一般会計暫定予算）は承認することに決しました。次に進みます。

それでは、この際、1時まで暫時休憩します。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○石原 茂議長 それでは、休憩を閉じまして、会議を再開します。

次に進みます。

議案第8号を議題とします。

議案第8号について質疑を許します。

田辺議員。

○田辺 淳議員 やはり委託料ですけれども、具体的にどういったもの内容が出るのかというと、例規データ作成というのは議会等の関連でどんなものになるのか、併せてお伺いします。

14ページになりますけれども、地歴調査等業務委託料、この内容に関して具体的にお願いします。

○石原 茂議長 答弁願います。

紺清次長。

○紺清公介事務局次長 令和2年度一般会計予算の中の委託料ですが、先ほど暫定予算でも説明しましたが、まずコンピューター関連機器保守について、こちらの内容としましてはサーバー連携ネットワーク機器、デスクトップパソコン及び附属品、プリンター等の保守。あと、CNS運営保守としてインターネット環境等の保守が入っております。

ホームページ運用保守委託料につきましては、こちらは組合のホームページの保守の内容となっております。

複合機につきましても、先ほど申しましたようにコピー機の保守点検となっております。

あと、人事給与システム保守委託料につきましても、職員の人事給与、そのようなシステム運用の保守となっております。

例規データ作成委託料につきましては、こちらに関しては例規の管理、検索システム、また例規の立案支援システム、例規初期データ構築及びホームページ公開用例規データ構築、あと法令検索システムサポート体制などの内容となっております。

○石原 茂議長 福島施設課長。

○福島達也施設課長 地歴調査等業務の内容なんですけれども、こちらは敷地面積が3,000平米を超えることから、土壌汚染対策法による申請が必要となるために現地の調査を行うものとなっております。資料調査を行うものと、あと現地の立入調査、あと聞き取り調査、それから考察、文献の調査等を行いまして、あと埋設物の調査を行ってボーリング調査、それから地下水の採取を行って、それを室内で溶出試験等を行うというような調査となっております。

○石原 茂議長 ほかに質疑。

田辺議員、再質問。

○田辺 淳議員 この委託料ですけれども、先ほどの地歴調査に関しては1件しかないので、その金額が出ていますけれども、暫定予算の関連も含めてですけれども、契約をしたもので

あるならば幾らということを示せると思うので、その点、どういう契約の仕方をしているのかを併せてお伺いします。

地歴調査に関してですけれども、具体的な話としてありますけれども、今この時点で予定地に関してどんな利用状況で、和光市さんが持っている土地が全てなのかそれとも何かこれから借りるとかいうものがあるのかどうか。それから、その土地自体の過去の部分についても調査するという話ですが、市の今認識しているまでで構わないんですけれども、どんな利用状態であったのか、その点も併せてお伺いします。

○石原 茂議長 紺清次長。

○紺清公介事務局次長 委託料の契約額について御答弁申し上げます。

まず、コンピューター関連機器保守業務委託は令和2年度、33万円、税込みでございます。ホームページ運用保守業務委託は6万6,000円、こちらも税込みです。人事給与システム保守業務委託は23万1,000円、税込みです。複合機保守業務委託料、こちらにつきましては9,900円、こちらも税込みになっております。

以上です。

○石原 茂議長 福島施設課長。

○福島達也施設課長 こちら地歴調査等の今の現状なんですけれども、市の土地になっている部分、旧の焼却施設の土地もございます。それから、畑として今使用されている土地、それから資材置き場として活用している土地がございます。地歴調査に関しては、この全ての土地に関して行う予定になっておりますが、埋設物の調査は、市が保有している旧焼却場の土地とその隣にあります現在清掃センター駐車場として使っている土地を埋設物調査する予定となっております。

○石原 茂議長 ほかにありますか。

田辺議員。

○田辺 淳議員 先ほど業務委託の金額ですけれども、月額という意味ですか。ちょっとその確認をします。

それから、地歴調査ですけれども、もう少し具体的にそうすると全体の平米とそれぞれ民地と市のお持ちの平米数を教えていただきながら、旧処分場跡地を市がお持ちだということなんですけれども、ちょっと気になるのは朝霞市でも旧河川敷など非常に産廃が過去に捨てられたということがあって、そこに何か物を建てるときに、建てた後、地盤沈下で結局のところ解体をしたという経緯がありますが、そうした旧処分場というのはごみを旧河川敷があつて

そこに捨てられていた場所もあるという意味なんですか。その点も併せてお伺いします。

○石原 茂議長 答弁願います。

紺清事務局次長。

○紺清公介事務局次長 先ほど申し上げた金額は、令和2年度6カ月分の金額になります。

以上です。

○石原 茂議長 福島施設課長。

○福島達也施設課長 市の保有している土地、旧焼却場の跡地が約0.62ヘクタールですので、6,200平方メートル、それから導水路の市有地が約0.29ヘクタール、それから民有地、これが用地取得する面積なんですけれども、こちらのほうが1.63ヘクタール、約1万6,000平方メートルというふうになっております。

先ほど旧の焼却場の跡地の埋設物なんですけれども、そういったことの懸念もあることから調査をした上で、調査の結果を踏まえて今後の検討をしていきたいというふうに考えております。

○石原 茂議長 ほかに質問ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 それでは、以上にて質疑を終結します。

議案第8号について討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 討論がありませんので、討論を終結します。

採決します。議案第8号について可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認め、議案第8号、令和2年度朝霞和光資源循環組合一般会計予算については可決することに決しました。

次に進みます。

議案第9号を議題とします。

議案第9号について質疑を許します。

田辺議員。

○田辺 淳議員 これは第7条に公告式条例で公表するというので掲示場の掲示ですが、その他管理者が必要と認める方法によりという説明もありますが、そのその他管理者が必要と認める方法というのは何か具体的にお考えなのかどうかも併せて、先ほどもちょっと申し上げ

げましたが、朝霞と和光と両方で行われる事業だということで、和光に関しては条例で規定をするということは分かりますが、朝霞にもやはり同じような対応をする必要性はあるのではないのではないのかなと思うんですけども、その点の御配慮のほどをお伺いしたい。

○石原 茂議長 松本管理者、答弁願います。

○松本武洋管理者 方法として現在想定しておりますのは、両市の広報とそれから組合のホームページということで想定いたしております。

○石原 茂議長 質問ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 以上にて質疑を終結します。

議案第9号について、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 討論がありませんので、討論を終結します。

採決します。議案第9号について可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認め、議案第9号、朝霞和光資源循環組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については可決することに決しました。

次に進みます。

議案第10号を議題とします。

議案第10号について質疑を許します。

田辺議員。

○田辺 淳議員 確かにいろいろな自治体のこの手の条例で、議会の議決に付すべき契約ということで予定価格が1億5,000万以上の工事または製造の請負と、それから財産の取得または処分に関しては予定価格2,000万円以上もしくは不動産、動産の買い入れ、売払いは1件5,000平方メートル以上に係るものに限るという表現があるんですが、非常に古い昔からこの形でやられている議会が多いんですけども、まず一つはこの提案ですけども、これは本来は議会側が提案するべきものではないのかなと。議会改革という流れのある中で、議会に付すべき契約及び財産の取得に関して執行者に対して縛りをつけるという意味で、本来議会が提案するべき内容ではないのかなということをお伺いしておきたいのと、それにしても昔からこのスタイルで来ているというのがありますが、予定価格をなるべく低めに設定をするなり、あるいは土地の取得、財産の取得など予定価格2,000万円以上の不動産といっても

それはたくさんあるんですけれども、土地について5,000平米以上に係るものに限るとなるとこれまた非常に乖離が大きくて、かなり昔のあれでこういう設定がされたものだろうと。

それをそのまま提案されているのは分かりますが、どこの自治体もこの部分に関してはやはりかなり議論があると思うんです。できればやはり土地についての5,000平方メートル以上に係るものに限るという部分に関してはもう少し低めに、小さな平米数でも議会に付すとそういう方向でやるべきではないのかなということと、あとはそれ以外でも議会に付すべき契約というのは委託契約なども含めて、今はもう少し提案の内容としてきめ細かくこら辺を提案するべき時代ではないのかなと思うんですけれども、その点の考え方を伺いたいというふうに思います。

○石原 茂議長 紺清次長。

○紺清公介事務局次長 この条例について、地方自治法の第96条において、地方公共団体の議会は次に掲げる件を議決しなければならないということでそういう法律に基づいてこちらを規定しております。参考にしておりますのは、朝霞地区一部事務組合の条例に基づいてこちらを作成しておりますので、その辺は御了承願います。

以上です。

○石原 茂議長 ほかに。

田辺議員。

○田辺 淳議員 今後もちろん物を造るとか、そういった工事請負だとか製造の請負という意味では、それは提案はされるであろうと想像するんですけれども、例えば委託事業に関してPFIだとかいうことも今後十分想定されてくるといったときに、そういったものに関しては議会に対してどういう対応をされる予定なのか、その考え方です。

想定される資源循環組合の契約、かなり大きな契約の中に想定されるものとしては委託の契約というものが当然あるだろうと思うんですけれども、その点に関しては何か議会に対して説明責任はありませんか。

○石原 茂議長 奥山事務局長。

○奥山寛幸事務局長 契約金額の予定価格1億5,000万以上の工事または業務委託については議決事項でございますので、今後、議案として提出させていただくことになります。

この条例は、地方自治法施行令第121条の2項で政令で決まっているわけなんですけれども、この基準というのはその政令の金額そのものを採用させていただいております。この議会の中でこの金額を変えることができるのは、2,000万よりも上に設定はすることは可能な

んですけれども、それを下回ることはできないという決まりになっております。

そういうことで、今後上げる場合については議員提出のほうで上げるということも可能かと思っておりますけれども、この基準よりも下げるというのは法律上できないという形になっております。

〔「今、私聞いたのは2,000万のことじゃなくて、1件5,000平方メートルのことです。それを下げるということ」と言う人あり〕

○石原 茂議長 質問。

奥山事務局長、続いてお願いします。

○奥山寛幸事務局長 これは市町村にあっては1件5,000平方メートル以上に係るものに限るということで決まっていますので、これを下回ることはできないということ、全てこの条例で定めている基準を下回る条例を定めることはできないということです。

○石原 茂議長 ほかに質問。

田辺議員。

○田辺 淳議員 下回るんじゃないんです。5,000平方メートル以上というのをもっと小さな平米でやるというのは、下回るんじゃないんです。むしろ厳しくすることなんです。それは厳しくすることはできるんです、上乘せは。上乘せをすることはできるんです。

○石原 茂議長 奥山事務局長。

○奥山寛幸事務局長 それでは、地方自治法施行令第121条の2第2項を読み上げさせていただきます。「地方自治法第96条第1項第8号に規定する政令で定める基準は、財産の取得又は処分の種類については、別表第4上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額を下らないこととする。」という決まりになっておりますので、別表のほうで市町村によっては1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る、その金額は2,000万円ということで政令で定められております。

○石原 茂議長 ほかに質問ありますか。

赤松議員。

○赤松祐造議員 田辺議員に説明があったので、条例の内容は分かったんですけれども、その契約が1億5,000万を下って、例えば例ですけれども、1億4,900万円では組合事務局で執行可能なのか、また動産2,000万円以下も同様に組合事務局で執行可能なんですか。

また、予算委員会などで審議をするのでしょうかということをちょっとお聞きしたいと思います。

○石原 茂議長 奥山事務局長。

○奥山寛幸事務局長 当然、契約をする場合には予算を計上する必要があると思いますので、その予算要求の段階で議会の皆様には御説明させていただきます。また、執行後も決算の認定ということで、詳細について御説明させていただきます。

○石原 茂議長 よろしいですね。

ほかに質問ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 それでは、以上にて質疑を終結します。

議案第10号について討論を許します。

田辺議員。

○田辺 淳議員 私は議会の側として、本来これは提案するべきものであろうというふうに思っています。執行者に対してしっかりと契約に関する縛りをかけるし、監視をしていくという意味で非常に重要な部分だと思えますけれども、事情は別に上乘せを否定しているわけではなくて、厳しく議会に議決に付すべきものというものを設定することはできるわけです。

1億5,000万以上の工事というのをもう少し厳しくしていくということももちろんですし、工事または製造の請負だけでなく、委託に関してもこれをチェックできるような形にするべきであるし、また1件5,000平方メートル以上に係るものに限るとなると、これは非常に広大な土地以外は全く議決に付す必要はないということになります。だからこれは金額的に2,000万というのはそんな簡単に2,000万を下回るなんてことはあり得ないので、今どきこの2,000万の金額と5,000平米以上の土地の金額とじゃ、全くの大きな乖離があるわけです。そういう意味で、大きな金額で売買をするという部分に関して5,000平米以上のものでなければ議会には付されないということになれば、やはりそれは議会自体、議会改革の中ではこの部分というのはかなり重要な文言なんです。

やはりもう少し新しい事務組合をつくって、議会をつくるということであるならば、その点に関してはちゃんと全国の先進的な事例に対応した形でこら辺を明記していくべきだということを申し上げて、反対をしたいというふうに思います。

○石原 茂議長 ほかに討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 以上にて討論を終結します。

採決します。議案第10号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○石原 茂議長 挙手多数です。よって、議案第10号、朝霞和光資源循環組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定については可決することに決しました。

次に進みます。

議案第11号を議題とします。

議案第11号について質疑を許します。

田辺議員。

○田辺 淳議員 第4条の公告式条例で、掲示場への掲示、その他管理者が必要と認める方法により行うという部分に関して確認をさせてください。どんな内容ですか。

○石原 茂議長 紺清次長。

○紺清公介事務局次長 公表の方法としましては、ホームページまたは広報等を考えてございます。

以上です。

○石原 茂議長 質問ありますか。

[「なし」と言う人あり]

○石原 茂議長 以上にて質疑を終結します。

議案第11号について討論を許します。

[「なし」と言う人あり]

○石原 茂議長 討論がありませんので、討論を終結します。

採決します。議案第11号について可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○石原 茂議長 御異議ないものと認め、議案第11号、朝霞和光資源循環組合財政状況の公表に関する条例の制定については可決することに決しました。

次に進みます。

議案第12号を議題とします。

議案第12号について質疑を許します。

田辺議員。

○田辺 淳議員 財産の交換、譲与、無償貸与に関する条例ですが、実際に今、和光市さんあるいは朝霞市の財産と資源循環組合で交換、譲与、無償貸与というものに対して具体的な動

きとしてどのようなものがあり得るのか、あるいはもう既に行われているものを含めて内容を教えていただきたいと思います。

○石原 茂議長 答弁願います。

奥山事務局長。

○奥山寛幸事務局長 ここでもまだ構成市で持っている焼却処理施設の敷地等について、協定書では今後交換、その差額を清算するというような方向性ではおりますけれども、そこら辺については今後の協議の中でなっておりますので、この条例に基づいてそこら辺をやっていくのかどうかというのは今後の協議になります。

○石原 茂議長 質問ありますか。

田辺議員。

○田辺 淳議員 例えばですけれども、今この部屋もそうですが、事務局の部屋がありますよね。資源循環組合の部屋もありますよね、和光市さんの場所を借りているわけですよね。この点に関しては無償貸与という形を今取っているんですか。例えばですけれども、そういうことも含めて既に行われているものがあるならば教えてください。

○石原 茂議長 紺清次長。

○紺清公介事務局次長 今、組合の事務所なんですけれども、そこは無償貸与ということでございます。

また、財産の引継ぎということでは書籍とか関連の、そういうのは組合のほうに引き継いでございます。

以上です。

○石原 茂議長 ほかに質問ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 以上にて質疑を終結します。

議案第12号について討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 討論がありませんので、討論を終結します。

採決します。議案第12号について可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認め、議案第12号、朝霞和光資源循環組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定については可決することに決しました。

次に進みます。

議案第13号を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、本案は内山議員の一身上に関しますので、暫時内山議員の退席を求めます。

〔7番 内山恵子議員退場〕

○石原 茂議長 議案第13号について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 質疑がありませんので、質疑を終結します。

議案第13号は人事案件でありますので、討論を省略します。

採決します。議案第13号について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認め、議案第13号、朝霞和光資源循環組合監査委員（議員選出）の選任については同意することに決しました。

ここで内山議員の入場をお願いいたします。

〔7番 内山恵子議員入場〕

○石原 茂議長 ただいま監査委員に決定しました内山議員から挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

内山議員。

○内山恵子議員 和光市選出の内山恵子です。

しっかりと根拠を照らし合わせながら監査業務をやっていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

◎一般質問

○石原 茂議長 次に、日程第14、一般質問を行います。

通告が出ております。通告者は2名であります。

一般質問を許可いたします。なお、質問につきましては、会議規則第51条の規定により回数は3回まで、質問時間は組合議会の申合せにより1回20分までとなっておりますので、御了承願ひします。

発言順位1番、赤松議員、通告書に従いお願ひします。

赤松議員。

○赤松祐造議員 それでは、発言事項1、広報、市民説明と周知について。

朝霞和光資源循環組合の運営について、市民及びごみ処理施設建設地域周辺住民の理解と協力を得る必要があります。

既にごみ処理基本構想市民説明会などは開催されており、また情報公開条例も示されていますが、1番、市民説明と周知が私は必要と考えます。特にこれから先、長いスケジュールがございます。節、節においてどのような市民周知を考えているのか、伺います。

2番目、特に建設予定地周辺住民への説明会の開催は必要だと思います。住民が納得する理解と協力を求める上でも説明会の開催は必要と思いますが、その取組を伺います。

3番目、ごみ処理施設の建設について、全体的に組合ホームページだけでなく、市広報等で広く市民に周知していただきたいと思いますが、事務局の取組を伺います。

以上です。

○石原 茂議長 それでは、赤松議員の質問に対する答弁をお願いします。

施設課長。

○福島達也施設課長 発言事項1、広報、市民説明と周知についてお答えします。

初めに、市民説明と周知の取組についてでございますが、朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会が策定したごみ処理広域化基本構想について、10月14日、15日、17日の3日間で市民説明会を開催させていただきました。朝霞市と和光市でそれぞれ2回ずつ、昼間と夜間に分けて開催したところ、延べ37名の方に御参加いただいております。

今後につきましても、広域事業に対する御理解を深めていただくため、市民参加手法を取り入れながら検討を進めてまいります。

次に、周辺住民への説明会の開催については、建設地周辺の公共施設で説明会を開催することはもとより、広報掲示板や回覧板で周知するなど構成市と連携しながら対応を検討してまいります。

次に、市広報等での市民周知についてでございますが、こちらにつきましても構成市と情報共有を図り、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○石原 茂議長 再質問。

赤松議員。

○赤松祐造議員 本当にビッグなプロジェクトですから、そして非常に期間が長いです。ぜひ節、節に適宜な時期を見て、本当に広報、市民周知を行っていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○石原 茂議長 福島施設課長。

○福島達也施設課長 議員おっしゃるように、丁寧な説明をきちんとしてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○石原 茂議長 質問ありますか。

○赤松祐造議員 以上です。

○石原 茂議長 以上で赤松議員の質問は終了しました。

次に、発言順位2番、田辺議員、通告書に従い申し上げます。

田辺議員。

○田辺 淳議員 まず1点は、これまでの協議・準備状況ということで、新しく資源循環組合ができて初めての議会ということでもう一度整理をしたいという意味で、この間、ごみ処理広域化基本構想というものが一応つくられたので、それに沿った形での質問が主になりますけれども、まず1点目は、協議・準備状況で、両市の前提条件として共同で事業を行うための前提条件、共同というのがどこまでなのかというのがもう少し明確ではなかった部分がありますので、それももう一度明確にどこの部分を共同で行うのかということも併せてお伺いをします。

決定事項を問うというのは、決定している事項と今後決めていく事項に関して、今後特にどんなものを決めていくのかということに関しても併せてお伺いをします。

それから、3点目に財産の継承ということで様々な両市の財産をどう継承していくのか、特に協議会等でこの1年間強、協議をしてきてその間にもいろいろな契約もされているし、プロポーザルでごみ処理の広域化基本構想だとか、あるいはパソコン等のシステムの運用等のプロポーザルも行われていたかと思うんですけれども、そうしたものも含めてどのような形でそういった協議会でやってきた部分が継承されていくのか。それから、また朝霞市あるいは和光市の財産の部分のこういった部分が組合に継承されるのかということも併せてお伺いをします。

それから、組合議会と執行部との関係についてということで、まず1点目は、議会議員の調査活動の協力ということで先ほどもちょっと言いましたけれども、今の組合の事務局というのが議会の事務局も兼ねるということで、組合事務局の事務分掌と議会に対する支援体制という意味では非常に議会に心もとない。今回も例規集というか、前提となる会計規則だとかあるいは契約の規則等、全く我々の手元にない状態でこういった議案に関して議論をせざるを得ないというのは、私はやはり非常に残念なわけですが、そういったものも含め

て議会に対する支援体制というのは、今の8人の事務局の体制の中のまた議会の部分だけをそれをやろうというのはなかなか難しいものもあるだろうと。そういう意味で各市が持っている議会の事務局も、支援体制を組むということも十分できるのではないのかなということも併せてお伺いをしたいと思います。

次、3点目に、契約についてですけれども、これまで行われた契約がどのようなものがあるか。

何か先ほど来、この資源循環組合以外のものに関しては一切知りません、答えないあるいは質問するなというような空気がありますけれども、私はそういったものも当然、資源循環組合に引き継がれてくる、継承されるものであるならば、それはその内容をちゃんと説明していただきたいし、それがまた情報の公開・開示の対象にもなるだろうという意味でお伺いをしたい。

それから、今後予定される契約に関してはこれはもちろん説明できるでしょうから、その内容、それから時期等、具体を教えてください。

次に、4点目ですけれども、監査・検査体制について。

監査に関しては一応監査委員さん置くというのはありますけれども、検査に関してもやっぱり事務局で検査をするというのが今の事務分掌でしょうけれども、やはり自治法上も検査に関してしっかりとした体制を取れということはどうなっているわけで、そういう意味でも客観的にそれを検証する場というのは必要だというふうに思うので、私はやはり一部事務組合になってしまうことによるメリットもありますけれども、逆にデメリットとしてはそれぞれ市役所のいろいろな職員が別の部署の話も議会の中で聞くことになるんですが、この場所では本当に密室の議会になってしまって、ほかの職員は全く聞くチャンスを失ってしまうということが非常に私はデメリットだと思うんです。客観性という意味でそれを担保する、それが非常に難しくなってしまう。

契約に関しては非常に重要なわけですがけれども、契約以外でもお金のやりくりも含めて会計管理者を外から置くということであったとしても、やはりお金のやりくりから何から全部小さな人員の中で回していくということにもなりますので、そういう意味でもやはりこの監査と検査体制に関してはしっかりと担保した形を取っていくということが必要だろうと、その意味でのそれぞれ市が持っている、和光市、朝霞市が持っている資源もしっかりと利用していく体制を取るべきではないかということをお伺いしたい。

情報の公開に関しては先ほど言いましたけれども、引き継がれるものも含めて情報公開の

開示される内容をもう一度どこまでが開示対象になるのかということを確認をしながら、さらに市民に開かれた体制とするために、情報公開の窓口も含めてどういう対応をされるのかをお伺いしたい。

これも情報公開は本来、和光市と朝霞市にも窓口があるということで、そこからも開示請求ができるような仕掛けをつくるべきだというふうに思いますけれども、お伺いをしたい。

基本構想に関してですけれども、7点目、これはその中に即してもう一度具体的に説明をしていただきたいんですが、処理実態と将来推計、具体的数値等。

それから、基本方針、具体的な内容。

建設予定地は場所とそれから面積と、それから想定される課題。私が特に気になるのは朝霞市から5キロ近く、4.5キロぐらいの距離に移動してしまうクリーンセンターですから、その分非常に交通が不便になると。その行き来の金額などが逆に非常に重荷になる部分があるだろうと想定するんですけれども、そういったことも含めて想定される課題があるのではないかというふうに思いますが、お伺いをしておきたい。

4点目に施設基本構想ですけれども、新規に建設する施設内容と付帯施設等も教えていただきたい。

それから、5点目、跡地利用構想ですけれども、両市の現施設の対応と組合の責任範囲をお伺いしたい。

6点目に概算事業費等、両市の分担金の想定される年額等及び財源に関してお伺いをします。

7点目に地域貢献等、その具体をお伺いをします。

8点目に事業手法として現在想定されている事業手法、どのようなものがあるのかを具体的にお伺いをしたい。

それから、8番として今後のスケジュールということで、予定される事業の内容、決定プロセス、中長期のスケジュール等をお伺いをします。

○石原 茂議長 6点目につきまして発言がありませんでしたが、錯誤によるものですか。

田辺議員。

○田辺 淳議員 すみません、市民参加についてどのように担保するのも併せてお伺いします。

○石原 茂議長 田辺議員の質問に対する答弁を願います。

奥山事務局長。

○奥山寛幸事務局長 それでは、発言事項1についてお答えいたします。

これまでの協議・準備状況についての(1)から(3)は関連がございますので、一括して御答弁申し上げます。

共同処理する事務、決定事項及び財産の継承については、両市のホームページでも公表している令和2年4月30日に締結した朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する協定書において取り決められているものと認識しております。

今後、両市が決めていかなければならない事項については、可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ以外のごみの共同処理に関する事及び両市が組合に移管する既存のごみ処理施設に係る土地の清算等についてはないかと考えております。

○石原 茂議長 紺清次長。

○紺清公介事務局次長 発言事項2、組合議会と執行部との関係について御答弁申し上げます。

朝霞和光資源循環組合事務局は8人で構成されており、組合事務局の事務分掌については事務局設置条例第2条において規定しております。

本定例会において議長が決定した後、書記長1名及び書記2名に辞令を交付し、兼務とはなりますが、議会に関する事務に従事させる予定となっております。

続きまして、発言事項3、契約についての(1)と(2)は関連がございますので、一括して御答弁申し上げます。

組合設立後、契約した内容につきましては、コンピューター関連機器保守やホームページの運用保守、人事給与システム保守等の委託料、公用車の購入がございます。

組合設立前に朝霞市プロジェクトチームで広域化の準備のための契約につきましては、和光市市民環境部環境課に事務継承されているものと認識しております。詳細につきましては、両市のホームページで公表されております。

また、今年度、組合で予定している契約につきましては、ごみ施設建設候補地の地歴調査等業務委託となっており、本議会で当初予算が可決した後に契約したいと考えております。

発言事項4についてお答えします。

組合での監査体制につきましては、毎月月末に例月出納検査を実施するとともに、定例監査及び決算監査をそれぞれ年1回実施し、組合議会において報告を行ってまいります。

次に、検査体制につきましては、構成市の検査担当者に技術支援を依頼するか、民間の検査会社に依頼するか、今後検討してまいります。

発言事項5、情報の公開についてお答えします。

組合の情報の公開に関しましては、朝霞和光資源循環組合情報公開条例に基づいて実施してまいります。これと併せて、両市のホームページや広報などで組合の情報は積極的に提供していけるよう調整していきたいと考えています。組合の所管する内容のみの公開と考えてございます。

以上です。

○石原 茂議長 福島施設課長。

○福島達也施設課長 発言事項6、市民参画についてお答えします。

当組合に市民参加条例はございませんが、説明会やパブリックコメント等の市民参加については、広域事業に対する両市民の御理解をより深めていただくことを目的に、段階的に開催を検討してまいります。

続きまして、発言事項7、基本構想についてお答えします。

初めに、(1)の処理実態と将来推計についてでございますが、ごみの分別区分及び収集運搬体制については両市で大きな違いはありませんが、ごみの分類名称や対象寸法等に一部違いがございますので、統一のための検討が必要となってまいります。

また、ごみ処理施設への市民が直接搬入する車両台数については、土曜日や年末年始、年度末に集中している状況がございます。

ごみの総排出量については基本構想に詳細を記載してございますが、両市ともに人口が増加している中で減少傾向となっており、平成30年度の実績で、朝霞市が3万7,661トン、和光市が2万2,300トンとなっております。将来推計についても、これまでの実績と同様に減量化目標を設定することでごみ総排出量の削減を目指すものとなっております。令和10年度の推計で、朝霞市で3万1,038トン、和光市で2万19トンとなっております。

次に、(2)の基本方針についてでございますが、両市の一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、4本の柱を掲げております。1点目は、経済性・効率性を確保したごみの広域処理体制を構築することとしております。2点目は、安心・安全・安定的な広域処理体制の構築を目指し、確立された技術による信頼性の高い広域処理施設の整備を目指すものとしております。3点目は、廃棄物エネルギーの有効利用と省エネルギー・再生可能エネルギーの導入により、環境負荷の少ない広域処理施設の整備を目指すものとしております。4点目は、環境学習機能の付加や周辺地域との連携・協力により、地域社会に貢献できる広域処理施設の整備を目指すものとしております。

また、広域処理を行う業務範囲については、中間処理と資源化・処分のみとし、まずは可

燃ごみと不燃・粗大ごみを対象に広域処理施設の整備を進めていくものとしております。

次に、（３）の建設予定地についてでございますが、基本構想に整理してあるように建設予定地には和光市が管理する道路や水路があるため、行き止まりの道路とならないよう付け替え道路を整備するほか、用水路の切り回しが必要となります。また、浸水対策や建設予定地の上部を走る送電線への対応についても検討が必要であり、今後検討してまいります。

なお、場所につきましては、現在ある和光市清掃センターの道路を挟んだ向かい側にあります旧清掃センター跡地を含めました周り2.54ヘクタールを予定しております。

それと、収集車両が朝霞市からの距離が遠くなるという件に関しましては、今後、収集運搬業者とも話し合いの上、業務委託の内容、金額等について検討してまいりたいと考えております。

次に、（４）の施設基本構想についてでございますが、建設予定の広域処理施設は持続可能な循環型社会の形成に貢献できる熱回収施設としての整備を予定しております。具体的な余熱利用形態については発電と温水等の場内での利用を優先して考えまして、場外の利用については施設運営費の削減が期待できる売電について、今後、具体的に検討してまいります。

次に、（５）跡地利用についてでございますが、現在稼働する両市の焼却処理施設は新施設が稼働するまではそれぞれの市が管理運営を行い、令和10年度の広域処理施設の稼働後は用途廃止できる現施設について、施設が所在する市の負担により組合が解体するものとなっております。

また、用地については両市から組合へ移管し、広域再資源化施設や災害廃棄物置き場として活用することが想定されます。

次に、（６）概算事業費についてでございますが、基本構想でお示した事業費は同規模他事例からの試算額となっておりますので、今後、施設整備基本計画の策定と併せまして精査させていただき、両市の負担金の額についてお示ししてまいります。

また、事業に係る経費につきましては、環境省の循環型社会形成推進交付金の活用や起債により財政負担金の平準化を図ってまいります。なお、交付金の交付率については交付対象額の3分の1を基本として、高効率エネルギー回収に必要な整備については2分の1というふうになっております。

次に、（７）地域貢献等につきましては、今後、地域要望や新たに整備する広域処理施設の特性を踏まえ検討してまいります。地域における環境教育や環境学習拠点としての機能を備えるものとしております。

最後に、（８）の事業手法についてでございますが、広域処理施設の建設及び維持管理運営については長期的な視点に立ち、安定的かつ効率的に行っていくことが必要のため、環境省の交付金要綱に基づき、民間ノウハウを活用したPFIやDBOといった手法も視野に入れ、検討を行ってまいります。

今後は、ごみ処理広域化基本構想に基づきまして、構成市と連携を図りながら具体的な検討を進めてまいります。

続きまして、発言事項８番、今後のスケジュール等についてお答えします。

今後のスケジュールにつきましては、環境省の交付金を念頭に置いた循環型社会形成推進地域計画を策定した後、用地取得と並行して建設予定地に関する地歴調査等の各種調査を行ってまいります。

令和３年度から令和４年度にかけては、施設整備基本計画の策定及び生活環境影響調査を実施し、令和５年度中には整備運営事業に係る契約を締結し、令和６年度から令和９年度にかけて実施設計及び建設工事を進めていく予定となっております。

今後も、令和10年度の広域処理施設稼働に向けて取り組んでまいります。

なお、施設整備基本計画の策定に当たっては、構成市との連携を図っていくことに加え、審議会等の市民参加手法も取り入れながら検討を進めてまいります。

○石原 茂議長 紺清次長。

○紺清公介事務局次長 発言事項３、契約についての答弁の中で、和光市プロジェクトチームと言うところを朝霞市プロジェクトチームと発言してしまいました。おわびして訂正いたします。

○石原 茂議長 質問ありますか。

田辺議員。

○田辺 淳議員 答えていただいたのは事務局長と事務局次長、それから施設課長ということになるんでしょうけれども、ちょっと確認したいんですけれども、議会の執行ということでこちら側の立場に立つ方と明確にやはりこの議会の場では少なくとも分けていただかないと、とにかくどういう立場でお答えになっているのかが非常に私は違和感を覚えるんです。でもなかったら管理者がほとんどお答えになっていただけたほうがよっぽどすっきりするんですけれども、事務局という立場で議会事務局も兼ねていて、議会事務局長なり議会事務局の立場の方がお答えをするというのはやはり非常に私は残念な状況だと思うので、まず少なくとも一般質問に限らずですけれども、答える執行者の立場と議会事務局の立場を人としてちゃ

んと今後ですけれども、この場では分けて対応していただきたいということをまずその点に関して確認をしますけれども。

その上で、前提条件ということで今後共同で行うものをいろいろと協定だとか、それからこの間、今の段階では我々は6月に規約を定めたので、規約の中でも共同処理をする事務として3つあってごみ広域処理に係る計画の策定と、それから広域処理施設の設置及び稼働後の管理運営、現有施設を除くに関する事と、それからそれに附帯する準備に関する事というそういう3点というふうになっているんですが、その上で先ほどちょっとお答えしていただいてその決定している事項になりますけれども、いわゆる収集運搬に関しては各市がやるものだという話で中間処理とそれから最終処分に関してはどういうことなのか、その点をちょっと聞き漏らしたので、その点も確認しますけれども、主に中間処理の部分とその後の処理の部分になるんだろうと想像しますけれども、その附帯する部分として例えば発電だとか考えるものとして温熱・温水の利用だとかということに関しても、若干これは構想のほうにも触れられてはいるんですけれども、その点に関して何か具体的なものが出ているのかどうか。

すみません、話は戻りますけれども、共同処理する事務ということでまだまだしっかりと分け切れていない部分があるのだらうなと思うのは、先ほどの収集運搬に関して一応お答えはいただいていますので、そのままお伺いしますけれども、朝霞からだと外環をくぐるというそれだけでも案外今後より交通事情が悪くなるということで、これに関して何か特別な措置を取る予定があるかどうか、確認をしておきたい。なかなか朝霞から和光のこの地に物を運んでいくということ自体が、かなり事業者としても負担が大きくなるのではないのかなということをお私に危惧するんですけれども、その点の確認をしたい。

それから、財産の継承ですけれども、これは情報公開との関連で先ほど来10月1日以降の話と、それから今後継承した場合にそれが対象になり得るんだとは思いますが、今の時点では例えば重要な今回、ごみ処理広域基本構想を決めるに当たってパシフィックコンサルタンツにプロポーザルで発注をしているわけですが、和光市さんは御存じないかもしれませんが、朝霞市では単独で造ろうとしていたときに同じパシフィックコンサルタンツに発注をしていたので、途中でこれが契約を破棄する形になったものですから、それがまたこのプロポーザルで結局和光市さんの場で同じ事業者に落ちたということは、私は非常に気になる部分なんです。

特になぜ気になるかということ、過去、私も長年議員をやっていますので、ごみ処理基

本計画をつくるということに関してプロポーザルというスタイルであろうがなかろうがですが、コンサルタントが受けた事業者というのが非常にその先の施設のスタイルだとか、あるいは実際の事業者選定にも深く関わる可能性があるということで、その点、やはり特に談合等いろいろな問題がごみ処理の事業を巡っては全国的にも言われているものですので、私もやはりその部分に関してはしっかりとチェックをしなければいけない立場ですから、そういう意味でもちゃんと全てのものを情報を開示していただきたい。

そして、先ほども言いましたけれども、開示するためのスタイルとして、やはりそれぞれ和光市も朝霞市も情報公開の窓口を持っている、その窓口を通してそこから開示をできるような仕組みというのはつくるべきではないのかというふうに思うんですけれども、ぜひ管理者にこういったことに対する検討をすぐにはと言いませんが、それは特にこういう問題、大きなこれからお金が支出されるであろうその部分に関してちゃんと公明正大に契約が履行されるんだということを示す意味でも、情報公開の体制を取っていく必要があるんだということをおもうんですけれども、その点に関して確認をさせていただきたい。

契約に関しては、ですからこれから具体的に出てきたものに関しても先ほど来、委託契約等で暫定にしろ、一般会計にしろ、まだ資料を出せない状況ではあったわけですが、朝霞市では出ているということも併せて、やはりぜひ今後出せるものをちゃんと出していただくという対応をしていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

それから、市民参画に関してですけれども、これは今日の条例なんかもそうなんです、新しい条例をつくるに当たって和光市さんがやられているかどうか私は確認していませんけれども、朝霞市でも新しい条例をつくる時にはパブコメはやっているんです、普通は。だから例えば今回も重要な条例に関してパブコメをして、そういうものもぶち込んでこの議会で議論するというのが本来の方向ではないのか、特に和光市さんは市民参加条例持っているから、そういうことは朝霞よりもよっぽど進んでやられているんだろうと私は想像しますが、それにしてもやはりこの新しい議会においては、そういった体制を取っていく必要があるのではないのかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

それから、基本構想に関してこれはまた今日に限らず今後もお伺いをしていくことにはなりますけれども、特に建設のスペックというか、つけられる内容ということで確認をしますけれども、例えば施設の基本構想で計画の諸元があって焼却施設は日量173トン、不燃・粗大ごみ施設は5時間で15トンというそういうものが出されているわけですが、そういった内容をそれ以外に例えばプラスチック処理だとか今後何か、朝霞市の場合は特に私は想

定していなかった、私だけではないと思いますけれども、不燃・粗大ごみ処理施設に関しては朝霞市は今も稼働しているので、和光市さんは長く爆発事故以来、稼働を停止しているようですけれども、そういう意味では朝霞の場合、別に必要ではなかったものではないのかなと思うんですけれども、確かに焼却処理施設のそばにこういったものがあつたほうが良いというのも事実ですので、そういう意味でも焼却施設を造ればこちらにも必要になるのかもしれないということもありますけれども、その点もどういう経緯でこういう議論になっているのかもちょっと確認をしておきたい。

それ以外の何かこの施設に関して想定されていくものが今後あるのか、プラスチックの処理場だとか分別に関してはどうされていくのかとか、あとは最終処分に持ち込んでいるものが朝霞と和光とで若干違っている部分があつただろうと思いますけれども、そういったものに関して今、朝霞と和光で様々違った形で出されているものに関してどのようなものがあつて、それに関してはどういうふう整理されていくのかに関してはお伺いをしておきたい。

跡地利用構想ということで、現有施設に対するもう一度組合の責任範囲ということで、今の時点では、それぞれの市の両市の現有施設の解体まではこの組合の中でやるということでそういう理解でいいのかどうか。

地域貢献というものの中には、例えば温浴施設までの話はないという理解でいいのかどうか。温浴施設あるいはスポーツセンター的なもの、プールだとかそういったものも含めてそういうものはないという理解でいいのかどうか。環境学習というような話は出ていましたけれども、あとは発電に関してどうするかということはあるにしても、それ以外のものに関してはないという理解でいいのかどうか。

事業費用ですけれども、これは全体の金額にも非常に関わるものなので、例えば焼却施設の場合は朝霞市でもともと想定していた時期には、昔は1トン当たり5,000万と言われたものが1トン当たり1億と言われて数年前には聞いたわけですがけれども、そんな判断でいいのか。だから173トンだったら、施設単純にその部分だけで173億ぐらいのお金がかかっちゃうよというイメージでいいのかどうか。それに発電施設を入れるとどれぐらいになるという施設の単独で大体どのぐらいの金額、ボリュームになるものなのか。

それから、PFIだとかDBOで行った場合には大体どれぐらいの金額を想定して、それが例えば5年なのか10年なのかその契約によって長期契約で年度ごとにどれぐらいの金額になって、それが結局各市の負担としてはどれぐらいになるのかということに関して、今の想定されている具体をお伺いをしたい。

よろしく申し上げます。

○石原 茂議長 答弁願います。

松本管理者。

○松本武洋管理者 管理者御指名ということでいただいた部分については、私からお答えいたします。

情報公開についてということでございますけれども、まず情報公開の窓口、両市に設けたらどうかという御提言なんですけれども、基本的に別の自治体になりますので、もしそれを実際に取り組んでいくということになると、何らかの事務の委任なりそういった行為が必要になるかとは思いますが、当面、組合の窓口でやりながらそのあたりは利便性も含めて、これはまずは組合でやらせていただくということで御理解いただければと思います。

それから、文書の情報公開というところでいうと、実際問題として組合が持っていないものについては、当然これは朝霞市、和光市で持っているものということになりますので、その持っている範囲で当然公開させていただくことになりますので、例えばごみ処理の広域化の基本構想の策定業務であるとか新組合設立に伴う例規整備業務、そして新組合設立に伴う財務システム等整備業務、新組合設立に伴う施設内ネットワーク構築業務等については、これは実際には事務局を置いていた和光市の市民環境部の環境課に書類は引き継がれておりますので、そういった持っているところが担当して、情報については公開させていただくという形になろうかというふうに思います。

○石原 茂議長 奥山事務局長。

○奥山寛幸事務局長 それでは、順次お答えいたします。

まず、職員の立場なんですけれども、今後、今定例会終了後、議長が確定した段階で今この議会事務局長席に座っている職員を書記長として、総務課に配置している職員2名を書記として3名体制で兼務とはなりますが、今後運営してまいります。基本的に議会事務局を兼任している職員については、こういう場での答弁というのはないということでやってまいります。

あと、最終処分についてのお話ですけれども、ごみ処理基本構想の中で組合のやっていくことというのは中間処理と最終処分、資源化です、そちらについて今後検討してまいります。

発電についても、施設内利用と売電ということで考えてまいりたいと考えております。

あと、外環の下の交通の対応ですけれども、今後、交通量調査等も踏まえまして構成市の道路所管課、警察等と協議しながら対応を検討してまいりたいと考えております。

次、今回上程させていただきました条例案等について、パブコメで本来ならやるべきだろうということで御指摘のとおりなんですけれども、今回上程させていただいた条例案につきましては、構成市のほうで市民参加の下に制定された条例を基に参考しておりますので、市民の意向というのは反映されたものでつくられているものと認識しております。

あと、不燃・粗大ごみを焼却施設と一緒にした経緯というのは、やはり不燃・粗大ごみ処理の過程では可燃物というのがその段階で発生してまいりますので、その焼却というのは必ず必要になってまいりますので、それは一体として整備したほうが合理的であるということとなっております。

次、ごみの出し方については、朝霞市、和光市では粗大ごみのサイズだとか出し方がネットだとか箱だとかそこら辺の中で多少違いはありますけれども、今後、構成市のほうでそこら辺は調整していくものと認識しております。

解体につきましては、今後、協定書のほうでも書いてありますけれども、その用途が終了した後に組合のほうに移管した形で解体は組合がやるという協定のほうにはなっております。

地域貢献につきましては基本構想で書いてあるとおりなんですけれども、やはり小学生等への社会科見学等を中心としまして、プール等については現時点では経費の問題もございまずので、考えられていないというところと認識しております。

あと、総事業費の考え方ですけれども、これはあくまでも既存の組合直営で設計・建設した場合の事業費で積算しております。積算につきましては、ごみ処理広域施設の施設整備基本計画等もまだできていない状況ですので、詳細な金額の積算というのは難しいので、近隣等の同様の施設規模から一定の計算式に基づいて積算したものでございますので、おおむね議員御指摘のとおり1トン当たり1億程度の事業費の積算とはなっておりますけれども、また今後、詳細設計等をやっていく中でそこら辺は変わってくるものと認識しております。

以上です。

○石原 茂議長 質問。

田辺議員。

○田辺 淳議員 ちょっとやっぱり納得いかない部分は、情報公開に絡む文書だとか契約です。例えば広域化基本構想の情報公開をネット上でしていますという御答弁が1回目でありましたけれども、広域化基本構想を策定したときのプロポーザルは一応公開はしている部分はありますけれども、例えばプロポーザルが実際に提案した企画提案書だとかそういったものは全く内容が見えていないわけです。だからその企画提案どおりに物事が進められたかどうか

というのは、何の検証もできないんです。

検査でそこら辺がちゃんとやられたということを私はまずお答えいただきたいというふうに思いますけれども、あなた方の検査体制の中で企画提案書どおりの事業が行われて、しっかりとそのとおりの執行がされて、それが成果品としてこういった基本構想と相なりましたということによろしいかどうか、その点に関して再度お伺いしておきたいのと、それから今申し上げましたけれども、出ていないものに関して結局のところ何のために、今、和光市環境の部署にそれが位置づけられているとおっしゃっているけれども、元をただせばここにソフト的なものも含めて移管されるべき財産です。しっかりと文書も含めて財産の移管をここにさせていただいて、その上で情報公開の対象のものとしてそれを据え置くというのが筋ではないのかなというふうに思うんですけれども、その点、再度確認させてください。

それから、PFIに関して、あるいはDBOでもいいんですけれども、そういったもので行った場合に大体どれぐらいの想定がされるのかということに関しては、少しメルクマール、目安になるようなものをちょっと教えていただけませんか。

それから、用地に関してですけれども、ちょっと前後して申し訳ないですけれども、送電線が私もあることは確認していますけれども、送電線というのは非常に移動するのがかなり大変だろうなということも想像しますけれども、これは移動ありきなのか、それとも送電線あるままで物を造っていくということもあり得るというお考えなのか、その点いかがでしょうか。

それから、またこの用地、非常に低湿地帯にあるだろうと思うので、雨が大量に降るという最近のゲリラ豪雨等があったときに、なかなか交通で大雨のときでも収集運搬はしているのがごみ処理の現場の人たちは本当に大変だと思いますけれども、そういったときにここに持ち込むことができなくなるとか、あるいは処理困難な事態というものが想定され得るのではないのかなと思うんですけれども、そういった場合に収集の例えば待機場なり、物をどこか下ろす場所を造るなり何かそんなこともあり得るのかどうか。それはなしで現場まである程度高い道路で運び込むことができる、処理ができるようなそういった体制に持っていくんだと。

浸水で荒川、いわゆる100年に一度それぐらいのときに、朝霞だと高いところだと5メートル浸水するところがあるという形になってはいますが、この場所に関してはいわゆるハザードでいったときに、どれぐらいの最大浸水被害を受ける地域になっているのかも確認したいというふうに思います。

○石原 茂議長 答弁願います。

事務局長。

○奥山寛幸事務局長 まず、契約等の情報公開なんですけれども、実際、市の資源リサイクル課から和光市の環境課のほうに文書のほうが移管されておまして、うちのほうとしては文書そのものがございませんので、提案書の内容だとかそこら辺について議員にお示しすることは難しいと考えております。

それと、提案書そのものというのは情報公開条例に基づく法人情報ということで、そこら辺は企業のノウハウということではなかなか出していいかというのは、こちらのほうで実際に開示する場合に基本的に法人のほうに確認をする形で情報開示なされるということでございますので、それについてうちのほうでそこら辺が出させるか出せないかというのは、うちのほうの判断だけでできるものではないものと認識しております。

○石原 茂議長 福島施設課長。

○福島達也施設課長 現在、送電線に関しましては移設をする予定はございません。現状のあのままの下に設計をして、施設を建設する予定となっております。

地盤のほうなんですけれども、現状の地盤で問題はございません。ただ、浸水の想定に関して、今の段階では5メートル以上というような浸水想定しか出ていませんので、今後、荒川の河川事務所のほうとも協議しながら対策は検討いたします。

今の時点でもプラットホームを高い位置に持っていか、スロープによって車が上がってというような形で全体を盛り土するというのではなく、なるべく水につからないような施設を造ることを考えております。

あと、PFI、DBOのメリットなんですけれども、これは今の時点ではVFMによる試算というのがまだできていませんので、現状の段階で幾ら効果があるということまではお答えすることができないという状況になっております。

以上です。

○石原 茂議長 以上で田辺議員の質問は終了しました。

◎閉会中の継続審査

○石原 茂議長 次に、日程第15、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

議会運営委員長から、次回会議の日程等について閉会中の継続審査としたいという旨の申し出がありましたので、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思っておりますが、

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申し出のとおり、次回会議の日程等について議会運営委員会に付託し、閉会中の継続審査事件とすることに決定いたしました。

◎管理者挨拶

○石原 茂議長 次に、日程第16、管理者から挨拶のため、発言を求められていますので、これを許します。

松本管理者。

○松本武洋管理者 それでは、議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げます。

本日提案申し上げました全ての議案につきまして慎重な御審議をいただき、いずれも原案のとおり御議決をいただきまして誠にありがとうございました。

会議では、組合設立のために必要な多くの専決処分につきまして全てを御承認いただき、また本年度予算も議決をしていただきました。本議会において頂戴しました意見等につきましては、今後の組合行政に活かしてまいるべく精査してまいる所存でございます。

長時間にわたり御審議いただきましたことを感謝申し上げます、御礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○石原 茂議長 ありがとうございました。

◎閉議と閉会の宣告

○石原 茂議長 お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。よって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○石原 茂議長 御異議ないものと認めます。よって、令和2年第1回朝霞和光資源循環組合議会定例会を閉会します。

どうもお疲れさまでした。

午後2時28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年10月27日

臨時議長 石原 茂

議長 石原 茂

署名議員 野本 一 幸

署名議員 内山 恵 子